

国際協力事業団

マレーシア国 国内取引・消費者行政省 知的財産局

マレーシア国
知的財産権行政IT化計画調査
(フェーズ1)
報告書
(要約)

2003 年 1 月

ユニコ インターナショナル株式会社
富士通テクノリサーチ株式会社

国際協力事業団

マレーシア国 国内取引・消費者行政省 知的財産局

マレーシア国
知的財産権行政 IT 化計画調査
(フェーズ 1)
報告書
(要約)

2003 年 1 月

ユニコ インターナショナル株式会社
富士通テクノロジーサーチ株式会社

Abbreviations

4GL	Fourth Generation Language
ADSL	Asymmetric Digital Subscriber Line
AIPN	Asian Industrial Property Network
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation
API	Application Program Interface
ASEAN	Association of South East Asian Nations
CD-ROM	Compact Disc Read Only Memory
CPU	Central Processing Unit
CS	Common Software
DVD	Digital Video Disk
EP	Europatent
EPO	European Patent Office
FSS	Figurative Search System
FTA	Free Trade Agreement
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade
GB	Gigabyte
GB	U.K. Patent
GDP	Gross Domestic Product
GNP	Gross National Product
HRD	Human Resource Development
HST	Hyper Script Tool
HTML	Hyper Text Markup Language
IC	Integrated Circuit
ICT	Information and Communication Technology
ID	Industrial Design
IDC	International Design Classification
IDF	Industrial Design Form
IMP	Industrial Master Plan
IP	Intellectual Property
IPD	Intellectual Property Division
IPDL	Intellectual / Industrial Property Digital Library
IPR	Intellectual Property Right
IPTC	Intellectual Property Training Center
ISDN	Integrated Services Digital Network
ISP	Internet Service Provider
ISP	IT Strategy Plan
IT	Information Technology
J/V	Joint Venture
JDBC	Java Data Base Connectivity

JP	Japan Patent
JPO	Japan Patent Office
K-Economy	Knowledge-based Economy
KIPO	Korean Industrial Property Office
KLCC	Kuala Lumpur City Center
KLIA	Kuala Lumpur International Airport
LAN	Local Area Network
LMW	Licensed Manufacturing Warehouse
MAMPU	Malaysia Administration and Management Planning Unit
MDC	Multimedia Development Corporation
MDTCA	Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs
MECM	Ministry of Energy, Communications and Multimedia
MINDS	Malaysian Invention and Design Society
MIPA	Malaysian Intellectual Property Association
MIPC	Malaysia Intellectual Property Corporation
MITI	Ministry of International Trade and Industry
MOE	Ministry of Education
MOSTE	Ministry of Science, Technology and Environment
MOT	Ministry of Trade
MSC	Multimedia Super Corridor
MSE	Modified Substantive Examination
NDP	National Development Policy
NEP	New Economic Policy
NITA	National IT Agenda
NVP	National Vision Policy
ODBC	Open Database Connectivity
OJT	On the Job Training
OPP	Outline Perspective Plan
PAJ	Patent Abstracts of Japan
PANTAS	Patents and Trade Marks Automation System
PC	Personal Computer
PCT	Patent Cooperation Treaty
PIA	Promotion of Investment Act
PIKOM	Persatuan Industri Komputer Dan Multimedia Malaysia (Association of the Computer and Multimedia Industry of Malaysia)
R&D	Research and Development
RDBMS	Relational Database Management System
RIP	Rural Internet Program
RM	Malaysia Ringgit
SE	Substantive Examination
SIRIM	Standards and Industrial Research Institute of Malaysia

SPLT	Substantive Property Law Treaty
TCP/IP	Transmission Control Protocol / Internet Protocol
TRIPS	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
UKPO	United Kingdom Patent Office
USP	United States Patent
USPTO	United States Patent Office
VSS	Verbal Search System
W&IS	Workflow and Imaging System
WCT	WIPO Copyright Treaty
WIPO	World Intellectual Property Organization
WLL	Wireless Local Loop
WO	WIPO (PCT) Application
WO (PCT)	WIPO (PCT) Application
WPPT	WIPO Phonograms and Performances Treaty
WTO	World Trade Organization
WWW	World Wide Web
XML	eXtensive Markup Language

目 次

I 調査の概要と報告書の構成

1 調査の背景・目的・範囲.....	I-1
1.1 調査の背景.....	I-1
1.2 調査要請の経緯.....	I-1
1.3 調査の目的と内容.....	I-2
2 調査実施の概要と報告書の構成.....	I-4
2.1 調査実施の概要.....	I-4
2.2 報告書の構成.....	I-4

II マレーシアの知的財産権制度および同行政 IT 化にかかる背景

1 社会・経済的背景.....	II-1
1.1 マレーシアの社会経済指標.....	II-1
1.2 現段階の開発目標.....	II-1
1.3 マレーシアの開発における知的財産権保護の重要性.....	II-2
1.4 知的財産権保護と知的財産権行政効率化.....	II-3
2 マレーシアの知的財産権制度および同行政の概要.....	II-4
2.1 マレーシアにおける知的財産権.....	II-4
2.2 知的財産権にかかる法体系、国際的枠組み.....	II-4
2.3 知的財産権関連機関・団体.....	II-6
3 マレーシアおよびマレーシア政府における IT 活用計画.....	II-7
3.1 IT 活用計画の概要.....	II-7
3.2 政府省庁の IT 化計画整合性と本調査への影響.....	II-7

III IPD にかかる知的財産権制度および出願・審査業務処理、検索の現状

1 IPD 概要.....	III-1
1.1 IPD 概要.....	III-1
1.2 組織および要員.....	III-1
1.3 要員育成/普及活動.....	III-3
1.4 IPD の公社化.....	III-3

2	現有の出願事務処理管理システム、検索システムの概要	III-4
2.1	概要	III-4
2.2	PANTAS	III-5
2.3	CS (Common Software)	III-9
3	特許・実用新案制度および出願・審査業務	III-11
3.1	法制および国際条約への加盟	III-11
3.2	出願・登録および維持状況の推移	III-12
3.3	マレーシアの特許・実用新案制度の概要	III-13
3.4	担当部局と体制	III-15
3.5	出願・審査業務処理プロセス	III-15
4	商標制度および出願・審査業務	III-18
4.1	法制および国際条約への加盟	III-18
4.2	出願・登録および維持状況の推移	III-18
4.3	マレーシアの商標制度の概要	III-19
4.4	担当部局と体制	III-21
4.5	商標の出願・審査業務プロセス	III-22
5	工業意匠制度および出願・審査業務	III-27
5.1	法制および国際条約への加盟	III-27
5.2	出願・登録および維持状況の推移と将来見通し	III-27
5.3	マレーシアの工業意匠登録保護制度の概要	III-29
5.4	担当部局と体制	III-31
5.5	出願・審査・登録等の処理プロセス	III-32
IV	IT 化による IPD 知的財産権行政効率化のための検討と基本設計	
1	IT 化による知的財産権行政効率化と実現にあたっての基本的留意点	IV-1
1.1	IT 化による知的財産権行政効率化の可能性とその現段階	IV-1
1.2	IT 化にあたっての基本的留意点	IV-3
1.3	オンライン出願およびオンライン検索システム構築計画のレビューと提言	IV-5
2	工業意匠行政効率化のためのシステム構築	IV-10
2.1	目的	IV-10
2.2	現行業務実態	IV-10
2.3	工業意匠行政管理システムのコンセプト設定	IV-11

2.4 基本設計	IV-17
2.5 開発スケジュールおよび開発体制	IV-22
3 特許審査用外国特許文献検索システム環境の向上	IV-26
3.1 目的	IV-26
3.2 現行業務実態	IV-26
3.3 特許文献検索環境改善策の検討	IV-31
3.4 特許文献検索環境改善策の提案と基本設計	IV-35
4 商標審査における図形検索システム環境改善	IV-46
4.1 目的	IV-46
4.2 現行業務実態	IV-46
4.3 商標審査のための検索環境向上への提言	IV-47

I 調査の概要と報告書の構成

1 調査の背景・目的・範囲

1.1 調査の背景

マレーシア経済の 80 年代後半以降の成長は「東アジアの奇跡」と呼ばれるアジアの高度成長の一翼を担うもので、年平均 8.7%というきわめて高い経済成長を記録した。しかし一方で、その成長過程において労働力の不足が目立つようになり、あわせて原材料輸入にともなう経常収支の赤字拡大という問題が顕著となってきた。これを受けてマレーシア政府は、安価な労働力に期待する産業開発からの脱皮を打ち出し、そのキーとして、"K-Economy (Knowledge-based Economy)" に象徴される知識指向型経済へと構造改革を図るという目標を掲げている。具体的には、技術水準や管理能力の向上、R&D の積極的な拡大、情報通信技術（ICT）の活用、教育・訓練の充実などである。

これに対応し、マレーシアの現行産業政策の指針である第 2 次産業基本計画（IMP2; Second Industrial Master Plan; 1996～2005）では、今後のマレーシアの目標産業として Manufacturing ++ というコンセプトを提起している。これは、従来の組み立て型製造業から転換し、研究開発、デザイン、流通・物流、マーケティング面でのキャパシティを高め、相互のリンケージの促進、付加価値の増加を狙うものである。

このような目標の達成のためには、自国内での研究開発やデザインなど、技術力、創造力の向上を奨励するとともに、先進的技術、経営ノウハウの導入を積極的に行う必要があり、このために知的財産権保護の体制を整えることはきわめて重要となっている。

実際、こうしたマレーシアの経済・産業政策の転換と外国資本による技術移転の活発化を受けて、マレーシアにおける工業所有権出願は、大幅な増加を示してきた。

1.2 調査要請の経緯

こうした背景から、マレーシアは先進諸国からの技術移転を容易にするための国内体制整備に努力をしてきた。すなわち、パリ条約、ベルヌ条約、WIPO 条約など基本的国際条約への加盟を果たし、また、WTO TRIPS 協定を批准して加盟国が最低限確保すべき知的財産権の保護水準（Minimum Standards）義務を果たすための法整備、体制整備を行ってきた。

また、業務処理面でも WIPO 等の協力により急速に体制の整備を進めてきた。マレーシアにおける知的財産権行政を所管する知的財産局（IPD）では、1990 年代半ばから、特許・商

標出願事務処理の管理を行う自動化システム (PANTAS; Patent and Trademark Automated System) の構築を進めてきた。

しかし、まだなおこのシステムが扱っていない権利および業務分野があったり、制度の変更にシステムが対応できなかったりと、更に業務の効率化のための改善が多々求められている状況である。

かかる状況の下、マレーシア政府は本件にかかる開発調査を平成 13 年 8 月に日本政府に要請した。

これを受け、平成 14 年 3 月に派遣された予備調査団は、本格調査の目的、内容等の枠組みについて、マレーシア側と協議を行い、双方合意し、実施細則 (Scope of Work) の締結を行った。

1.3 調査の目的と内容

本調査はマレーシア政府の知的財産権行政サービス能力の向上をその IT 化を通じて行うことを目的としており、知的財産権行政領域でも出願、審査、登録、検索など、知的財産権行政事務に焦点を当てている。

本調査の事前調査において、マレーシア側が特に課題として指摘した分野は次のとおりである。

- 工業意匠制度出願事務処理の IT 化
- 特許出願処理審査のための外国特許文献検索システム環境の向上
- 商標図形検索システム環境の向上

「マレーシア知的財産権行政 IT 化計画調査」では、次の 2 つのフェーズが想定されており、本調査はそのうちのフェーズ 1 と位置づけられている。それぞれのフェーズにおける調査業務の内容は次のとおりとされている¹。

¹ これらのうち、「商標出願処理のための図形検索システム環境の向上」については、マレーシア側より、現在構築中のオンライン出願・検索システムの中で実施したいとの申し出があり、本調査では、現状および問題点の分析までを行い、基本設計は実施していない。

フェーズ 1

- (1) 知的財産権（特許、商標、意匠、地理的表示）にかかる行政の現状調査
- (2) 行政効率化を目的とした次のパイロットコンピュータシステムの構築のための基本設計の作成
 - 1) 工業意匠にかかる行政の効率化
 - 2) 特許文献検索システム環境の向上
 - 3) 商標出願処理のための図形検索システム環境の向上

フェーズ 2

- (3) パイロットコンピュータシステムの構築およびその導入テスト
- (4) さらなる IT 化に向けた提言の策定

なお、フェーズ 2 については、フェーズ 1 の結果を受け、日本、マレーシア双方の協議を通じ、その実施および実施内容を決定することになっている。

調査対象地域

調査対象地域はマレーシア国クアラルンプール市内である。

2 調査実施の概要と報告書の構成

2.1 調査実施の概要

本調査では、三次にわたる現地調査を実施した。第 1 次現地調査では調査計画の合意・詳細化、現状の把握を行った。

第 1 次国内作業では、開発対象となるシステムの概念設計を行い、これを受けて第 2 次現地調査は、調査団の提示するシステムの概念についての討議・合意と、それをもとに第 2 次国内作業で行う基本設計のための詳細調査を行った。

第 2 次国内作業では、開発概念についての上記合意および詳細調査の結果をもとに基本設計を行った。この結果は、調査全過程を通じての調査・分析結果とともにドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、マレーシア側に提出した。第 3 次現地調査は、このドラフト・ファイナル・レポートの現地説明と協議を行った。

2.2 報告書の構成

最終報告書は「要約」、「本文」の 2 冊から構成され、調査過程で作成したプロGRESS・レポートでの報告内容を含む、調査結果のすべてを記載している（図 I-2-1）。

「第一部 調査の概要と報告書の構成」では調査の目的、範囲、実施状況などについて述べている。「第二部 マレーシアの知的財産権制度および同行政 IT 化にかかる背景」ではマレーシアの社会経済、知的財産権制度および同行政の視点から知的財産権行政の IT 化を必要とする背景について分析している。「第三部 IPD にかかる知的財産権制度および出願・審査業務処理、検索の現状」ではマレーシアの知的財産権制度と、それをもとに IPD での出願事務処理管理システム、検索システムの現状把握を行っている。「第四部 IT 化による IPD 知的財産権行政効率化のための検討と基本設計」では、IPD の出願事務処理、検索プロセスにおける IT 化についての全体的な方向性を示し、また、その中でも主たるテーマである、工業意匠にかかる行政一連の効率化、現有の外国特許文献検索システム環境の向上について、現行業務実態を詳細に把握した上で、IT 化のコンセプトを提示、基本設計を行っている。

図 I-2-1 報告書の構成

● 要約

● 本文

- I. 調査の概要と報告書の構成
 - ・ 調査の背景・目的・範囲
- II. マレーシアの知的財産権制度および同行政 IT 化にかかる背景
 - ・ 社会・経済的背景
 - ・ マレーシアの知的財産権制度および同行政の概要
 - ・ マレーシアおよびマレーシア政府における IT 活用計画
- III. IPD にかかる知的財産権制度および出願・審査業務処理、検索の現状
 - ・ IPD 概要
 - ・ 現有の出願事務処理管理システム、検索システムの概要
 - ・ 特許・実用新案制度および出願・審査業務
 - ・ 商標制度および出願・審査業務
 - ・ 工業意匠制度および出願・審査業務
- IV. IT 化による IPD 知的財産権行政効率化のための検討と基本設計
 - ・ IT 化への期待と実現にあたっての基本的留意点
 - ・ 工業意匠行政効率化のためのシステム構築
 - ・ 特許文献検索システム環境の向上
 - ・ 商標出願処理のための図形検索システム環境の向上

II マレーシアの知的財産権制度および 同行政 IT 化にかかる背景

1 社会・経済的背景

1.1 マレーシアの社会経済指標

マレーシアの主な社会経済指標を表 II-1-1 に示す。

表 II-1-1 マレーシアの主要社会経済指標
(2000年現在)

	計	Peninsula	Sabah	Sarawak
国土面積 (km ²)	330,113	131,666	73,997	124,450
(%)	100.0	39.9	22.4	37.7
人口 ('000)	23,263	18,590	2,603	2,071
(%)	100.0	79.9	11.2	8.9
人口密度	70.5	141.2	35.2	16.6
GDP (RM mil.)	209,400	142,036	15,000	52,364
(%)	100.0	67.8	7.2	25.0
GDP per capita (RM)	9,000	11,264	5,762	25,284
(US\$)	2,368	2,964	1,516	6,654
失業率 (%)	3.4			
物価上昇率 (%)	1.6			

人口は約 2,300 万人であり、その約 80%にあたる約 1,860 万人は半島部に集中している。GDP は約 RM 2,100 億 (552.6 億米ドル) であり (2001 年現在 (暫定値) 以下同じ)、また、一人あたり GDP は約 2,400 米ドルである。

失業率は低く 3.4%にとどまっており、物価も 1999 年比 1.6%の上昇と比較的安定している。産業構成では製造業部門が最大の部門でありほぼ 30%強を占めている。

1.2 現段階の開発目標

マレーシアの経済成長には、その基盤にある伝統的な輸出品であるパーム油、ゴム、ココアなどの大規模農園 (エステーツ) の一次産品と石油・天然ガスの輸出の好不調が大きく影響している。しかし 80 年の後半以降では、これらに加えて外資によるエレクトロニクス関連製品の輸出、繊維製品の輸出が経済に占めるウエイトを増してきている。これらにはいずれにも、外国資本の積極的な投資、技術移転、販路提供が重要な役割を果たしてきた。

しかし他方、こうした高度経済成長は、労働力のそれほど大きくないマレーシアにおいては労働力供給の逼迫を引き起こし、人件費が周辺諸国に比べ急速に高騰する結果となった。95年には一人あたり GDP は RM 9,786（約 4,000 米ドル）と 90 年におけるその約 1.6 倍となり、失業率も 2.8%とほぼ完全雇用の状態となった。

この結果、安い賃金に依存する労働集約型の産業はこの国では存立基盤がなくなってきている。こうした状況をもとに、90 年代後半以降の開発政策では、安い賃金に依存する産業からの脱皮が重視されるようになってきている。その第一歩を示したのが、第七次マレーシア計画である。この計画では、投資牽引型（Investment-Driven）経済から生産性牽引型（Productivity-Driven）経済への転換（技術力の向上、資本の深化、企業経営の効率化などによる）を図ることとし、労働集約型産業（一人あたり投下資本が RM 5 万 5,000 以下）の振興は行わない、研究開発投資目標を GDP 対比 1%に設定、大卒者の技術系の比率を 2000 年に 43%とすることなどの目標が設定された。

また、MSC (Multimedia Super Corridor) 計画が提案され、その実施機関として MDC が設立された。

更に、第二次産業基本計画（IMP 2）では、"Manufacturing ++" の概念のもと、従来の組み立て・製造活動から進めて、研究開発、デザイン、流通・物流、マーケティング等に焦点を当てることを提案している。

現在の経済開発計画のベースは第三次長期総合計画にあり、同時にその最初の 5 年間を対象とし具体的な経済計画を示す第八次マレーシア計画（8MP; Eighth Malaysia Plan）にある。これら計画は 2020 年までに先進国入りを果たすというビジョン 2020 の目標を受け、その実現のキーとして、"K-Economy (Knowledge-based Economy)" に象徴される知識指向型 (Knowledge-Driven) の経済へと構造改革を掲げている。ここでのテーマは、マレーシアの革新する能力、導入技術の適応と固有技術を創造する能力、新しい商品をデザインし、開発し、マーケティングする能力を強化することであり、それによって内生的力を牽引力とする成長の基礎を作ることにある。具体的には、技術水準や管理能力の向上、R&D の積極的な拡大、情報通信技術（ICT）の活用、教育・訓練の充実が課題としてあげられている。

1.3 マレーシアの開発における知的財産権保護の重要性

このような知識指向型経済への構造改革を行うにあたって最も重要な課題のひとつは、スムーズに技術移転の受け入れが行える体制を整えることである。すなわち、これまでのように外国資本直接投資だけでなく、国内民間資本との J/V、技術輸入、いいかえれば、「資本を

ともなわない技術移転、ライセンス」の機会がますます奨励されなければならない。

これにともない、技術提供側（移転者側）の、移転の利益回収確保のための環境整備が必要であり、インフラ整備、ライセンス規制・外資規制の適正化とともに、知的財産権保護と行使などを保証する仕組みづくりが不可欠となっている。

1.4 知的財産権保護と知的財産権行政効率化

知識集約型社会の達成のためには、その基礎となる発明、工夫、デザインなどの知的活動を奨励活発化させることが必要であり、そのためには知的財産権が保護される体制にあると同時に、すでに保護されている権利を明らかにすることで、これらと重複することのない分野での更なる活動を奨励すること、あるいは保護されている権利を流通させ活用を奨励することなどが必要である。

またこうした活動では、経済活動のグローバル化に対応し、国際的な制度としての確立が求められている。このため、これまでもこうした制度の国際的枠組みを構築する努力が各国間で続けられてきた。

こうした中で知的財産権保護にとって大きなボトルネックのひとつとなってきたのが、知的財産権出願から登録にいたる期間の長さである。とりわけ出願件数の増加にともない多くの国でその処理プロセスの効率化が求められている。すなわち、出願した知的財産権が長期にわたって確定しない状況が続き、その保護や活用が十分にできないことが問題となっている。

マレーシアでは知的財産権行政の効率化への多くの努力がすでになされてきた。しかしなお、いろいろな事情があるとはいえ、マレーシアにおいても登録までに要する期間の長さは特許の場合で7年近くかかっている。

本調査はこうした状況の改善を持続的に行うための計画を策定することを目的として行われた。

2 マレーシアの知的財産権制度および同行政の概要

2.1 マレーシアにおける知的財産権

マレーシアの知的財産権にかかる保護制度は次の6つである。

1. 特許
2. 商標
3. 工業意匠
4. 地理的表示
5. 集積回路の回路配置
6. 著作権

また、特許法には実用新案の規定がある。

これらのうち、商標権制度が最も古く 1976 年に制定されている。その後、1983 年に特許権制度、1987 年に著作権制度が制定され、1996 年に工業意匠権制度の制定が行われた。更に、2000 年の WTO の TRIPS 協定批准により他の 2 つの権利に関する制度の制定が行われた。

2.2 知的財産権にかかる法体系、国際的枠組み

2.2.1 法体系

マレーシアは 1957 年にマラヤ、サバ、サラワクから構成されるマラヤ連邦として英国から独立、その後マレーシアへの変更があり現在に至っている。これに合わせ、知的財産権の保護も、英国法に基づく時期と、マラヤ、サバ、サラワクそれぞれ別個の法制度に基づく時期とを経過した後、現行の法体制へと変わってきている。このため、現行法、施行規則には、旧法体制下での制度を受け継ぐための条項が用意されている。

2.2.2 マレーシアにおける知的財産権にかかる国際的枠組み

(1) 国際条約・機関への加盟

マレーシアは 1989 年 1 月 1 日をもってパリ条約¹（Paris Convention）および世界知的所有権

¹ 工業所有権を国際的に保護することを最終目的として成立した条約。1883 年に成立、その後数回の改定を経て現在に至っている。パリ条約では加盟国は同盟を形成し、各国ごとの工業所有権を承認しつつ、国際的に調整できる事項について調整を図っている。また、パリ条約では調整できない事項については、個別に特別の取り決めて工業所有権の保護を図るようにしている。

機関² (WIPO) に加盟している。また、1990 年 10 月 1 日にはベルヌ条約³ (Berne Convention) にも加盟しており、これらにより国際的な知的財産権保護促進、管理に関する協力という国際的な基本枠組みへの参加を果たしている。

更に、1995 年 1 月 1 日には WTO の TRIPS 協定を批准し、知的財産権の貿易関連側面として加盟国が最低限確保すべき知的財産権の保護水準 (Minimum Standard) および権利行使 (Enforcement) 手続きの整備を国際的に約束することとなり、これに基づく国内でのいくつかの法改定、新しい法の制定も行ってきた。

しかしながら、特許協力条約 (PCT; Patent Cooperation Treaty)、標章登録のマドリッド協定、意匠の国際登録のヘーグ協定など、国際登録にかかる国際条約についてはこれまでまだ参加していない。

工業所有権に関し、マレーシアが近い将来新たに参加を予定している国際条約は次のとおりである。

- ・ 特許協力条約 (PCT)
- ・ ブダペスト条約 (Budapest Treaty)

(2) 地域レベルでの協調

地域レベルでは、活動の一部として知的財産権保護の推進協力を行っている次の機関に参加している。

- ・ アジア太平洋経済協力会議 (APEC)
- ・ ASEAN 経済協力
- ・ アジア – 欧州経済協定

(3) 各国特許庁との連携協力

各国の特許庁 (あるいは工業所有権庁、知的財産権庁) との連携にも積極的であり、次の機関とのネットワーク形成を行っている。

- ・ 欧州特許庁 (EPO)
- ・ 日本特許庁 (JPO)
- ・ 英国特許庁

² 1967 年にストックホルムで署名された「World Intellectual Property Organization を設立する条約」によって設立された政府間国際機関。国際連合の専門機関のひとつ。パリ条約、ベルヌ条約の国際事務局が統合された BIRPI (国際知的所有権保護合同国際事務局) の後継機関であり、現在も両条約の国際事務局を兼ね、特許協力条約 (PCT) の国際事務局や受理官庁としての役割も果たしている。

³ 著作権の保護に関する国際条約。加盟国は同盟を形成する。

- ・ オーストラリア工業所有権庁 (IP Australia)
- ・ その他 (KIPO、ASEAN 諸国の特許庁⁴ など)

(4) TRIPS 協定への対応

TRIPS 協定批准に対応し、2000 年には既存法の改定を行っている (2001 年 8 月施行)。また、TRIPS 協定の要請に添って次の法が新たに施行された。

- 地理的表示法
- 集積回路の回路配置に関する法

2.2.3 行政組織

知的財産権の保護にかかる行政面を担当しているのは国内取引・消費者行政省 (MDTCA; Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs) であり、制度の管理は知的財産局 (IPD; Intellectual Property Division) の所管である。

2.3 知的財産権関連機関・団体

知的財産各法が予定している公的機関のほかに、マレーシアにも他の各国と同様、知的財産権関連機関・団体がある。これらの中には他国の機関・団体との連携を持つものもある。しかし、すべての機関・団体が活発に活動しているわけではない。これらは次のタイプに分類できる。

- 1) 知的財産各法で定められている代理人 Agent としての活動を中心としたサービスを提供するもの、およびその団体。このタイプの機関・団体が知的財産権の出願・登録等に最も深くかかわっており、従って、IPD との関係も深い。この代表的な機関および団体として SIRIM と MIPA がある。
- 2) 発明を奨励・普及することを活動の目的とする機関として MINDS (Malaysian Invention and Design Society) がある。

⁴ ASEAN 諸国の特許庁 (あるいは工業所有権庁、知的財産権庁) とは 2 年に 1 回の会議を持ち、知的財産権に関する諸問題、ASEAN 諸国間の地域調和推進について協議を行っている。

3 マレーシアおよびマレーシア政府における IT 活用計画

3.1 IT 活用計画の概要

マレーシアは K-Economy (知識指向型経済; Knowledge-based Economy) を目指し、IT 活用 (ICT 活用) を重視している。

K-Economy への基盤は 90 年代中期に、国家 IT 計画 (NITA; National IT Agenda)、MSC (Multimedia Super Corridor) 計画への着手をもって作られた。これに加えて、人材開発 (HRD)、科学と技術 (S&T)、研究開発、情報構造 (Infostructure)、資金調達の分野においても努力が開始された。また、Knowledge-divide が起こらないような努力も同様に重視されている。

通信インフラ整備の面では、パソコンやインターネットの普及や教育で、デジタル・デバイドの縮小を目指している。マレーシアにおける高速インターネットの整備は、KLCC、KLIA (新空港)、サイバージャヤ等の新整備拠点ではすでに完成しているが、旧都市部、地方への普及はまだ緒についたばかりである。

3.2 政府省庁の IT 化計画整合性と本調査への影響

政府省庁が実施する IT 化計画については、MAMPU (Malaysia Administration and Management Planning Unit) がその技術的整合性を確保することとなっている。

このため各省庁は、IT 戦略プラン (ISP; IT Strategy Plan) を、MAMPU に提出することになっている。また、MAMPU では、ISP を作成するためのガイドラインを作成し各機関に配布している。また、2002 年 8 月には、ICT に関しての、標準のデータ・ディクショナリーを作り、Web-Site に公開するほか、出版物としても各機関に配布する予定としている。

IPD で進めている IT 化計画は、こうした政府としての IT 化計画とは直接的にはリンクしていない。しかし、この計画が進められれば E-Government 化に貢献する。特に、現在構築中であるオンライン出願やオンライン検索手段の提供は、E-Public Services 推進の一部となる。また、業務処理システムの活用は、政府において IT 化ノウハウの蓄積を可能とする。

他方、政府の IT 化計画が進められ、通信環境が改善されるならば、上記 IPD オンラインシステムのユーザーがシステムを利用する上で、あるいは IPD において審査官が他国の特許文獻を検索したり、他国の知的財産権制度についての情報の入手をしたりする上で、関係情報やシステムへのアクセス容易性が改善されるものと期待できる。

III IPD にかかる知的財産権制度および 出願・審査業務処理、検索の現状

1 IPD 概要

1.1 IPD 概要

(1) 知的財産権制度と IPD

マレーシアでの知的財産権行政の管理・運用領域を担当するのが IPD (Intellectual Property Division) である。IPD は工業所有権だけでなく著作権も所管している。

特許法、商標法、工業意匠法など知的財産権にかかる各法は次の機関を想定している。

- 1) 管理・運用領域を担当する Patent Registration Office (特許法 9 条)、Central and Regional Trademark Office (商標法 5 条)、Industrial Design Registration Office (工業意匠法 5 条) など。
- 2) Minister
- 3) Registrar、Deputy Registrar、Assistant Registrar

IPD は上記 3) の行政官が業務を執行する 1) の機関である。

(2) IPD の主たる業務分野

IPD が提供する業務分野は概ね次の 4 つの分野である。

- 1) 知的財産権登録: 特許・実用新案、商標・サービスマーク、工業意匠、地理的表示の登録 (著作権、集積回路の回路配置は登録制度を採っていない)。
- 2) 知的財産についてのアドバイザリー・サービス: カウンター、E-メール、電話での相談に対応。
- 3) 一般向け検索機能提供: 特許、商標、工業意匠
- 4) 情報普及: カウンターでの公示・資料配布など、ホームページを通じての情報提供、IP Training Center で使用する審査官志望者用の書籍作成など。

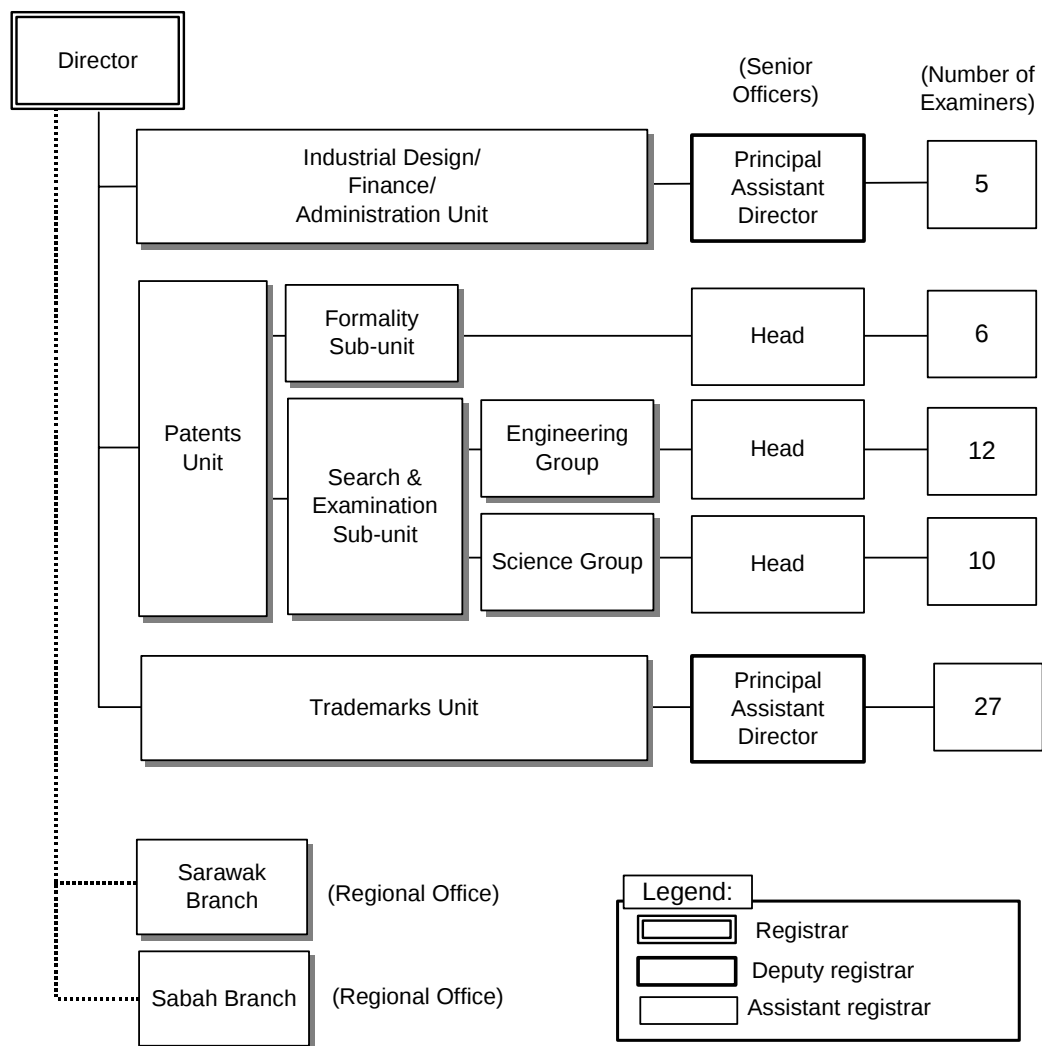
1.2 組織および要員

IPD は国内取引・消費者行政省 (MDTCA) の中の 1 Division である。その長は局長 (Director) であり、知的財産各法にいう「登録官 (Registrar)」である。各法を通じて「登録官」にはこの IPD 局長 1 人だけが任命されている。

IPD 内には特許、商標、工業意匠を担当する 3 Unit があり、5 人の上席職員がいる (図 III-1-1)。うち 2 人は組織上それぞれ Industrial Design/ Finance/ Administration Unit および Trademarks Unit の長であり、プリンシパル局長補佐である。同時に「副登録官」である。他

の 3 人は Patents Unit の Sub-unit の長 (Formality Sub-unit; Search & Examination Sub-unit の Engineering Group; 同 Science Group それぞれの長) である。

図 III-1-1 IPD組織図



著作権および集積回路の回路配置は局長のもとに直接所属する 2 人の職員が担当している。地理的表示は Trademarks Unit で担当しており、Trademark 審査官の 1 人が兼務している。それぞれの Unit、Sub-unit に所属する審査官は登録官補でもある。

IPD は、サバ、サラワクに支所を持つ。これは知的財産権各法で定める「地方事務所 (Regional Offices) 」にあたる。現在のところこれら 2 カ所以外に地方事務所は設置されていない。各支所は申請を受け取り (受理ではない) 、それを本部に送付するだけである。ただし、両支所とも Advisory service は行っている。また、サラワク支所では Trademarks の登録後

の諸事項も担当している。

1.3 要員育成 / 普及活動

普及活動のうち、カウンターで行うものは Administration Unit が担当しているが、その他の普及プログラム、要員育成プログラムは IPTC (IP Training Center) が担当している。IPTC は Training Center for Government の中にあり、IPD のもとで運営されている。

1.4 IPD の公社化

IPD は現在 MDTC (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs) の 1 Division であるが、近い将来公社化 (MIPC¹への移行) が予定されている。

¹ Malaysia Intellectual Property Corporation

2 現有の出願事務処理管理システム、検索システムの概要

2.1 概要

出願・審査・登録業務の IT 化

出願・審査・登録業務は、特に特許および商標に顕著な事務処理の遅れが見られ、最もコンピュータ化が望まれる分野である。IPD はこの分野に PANTAS (Patents and Trademarks Automated System) の構築を進めすでに 1997 年 12 月より稼働させている。このうち、特許については、業務処理ソフトである CS (Common Software) にデータの蓄積が行われ、業務処理も特に問題なく進められている。しかし、審査業務における外国特許文献の検索環境に改善を望む声が聞かれる。

他方、商標については、文字商標は特許と同様特に問題はないが、図形商標（および図形を含む商標）について予定していた検索システム FSS (Figurative Search System) に分類処理上の問題があり、データの蓄積も中断された。このため、これまで FSS に蓄積されたデータおよび新規データは CS へ移行、蓄積が現在行われているが、検索ツールは開発されておらず、審査業務における先願商標の検索は手作業で行われている。

これらに対し、工業意匠は制度の施行自体が 1999 年と最近であり、これまではすべて手作業により処理されてきた。しかし、次第に出願件数も増加しており、新たなコンピュータ化が望まれている。

その他に登録制度を採用している地理的表示については、2000 年になっての制定であり、これまで全く出願がなくコンピュータ化は必要としていない。

公共検索サービスの IT 化

公共に対する検索サービスでは、他の国に見られる IP 電子図書館 (IPDL; Intellectual / Industrial Property Digital Library) のような情報提供システムはなく、手作業、あるいは手作業に近い方法でサービスの提供が行われている。

特許および文字商標の検索には、出願窓口横にあるサーチルームに設置されたクライアント PC を使用し、CS の Query 機能検索サービスを提供している。これに対し、図形商標（および図形を含む商標）、工業意匠は、同じくサーチルームに図面ファイルブックを置き、閲覧検索ができるようになっている。

最近は大企業だけでなく、中小企業からの出願（特に商標）も多く、出願前の先願チェックのためにこれらの検索サービスの利用が増えているが、上記のような手作業による検索は効率が悪いだけでなく見落としの恐れもあるため、代理人などからの早急な改善を望む声が

高い。

現在 IPD は、上記のニーズを踏まえて、オンライン出願、オンライン検索サービスのシステム構築を進めており、2002 年 12 月にはテストを実施、2003 年 4 月には本格稼働の予定となっている。このオンライン化システムでは、特許および商標についてすべての初期出願のオンライン化、特許、商標についてのオンライン検索、これら事務処理・サービスに関する料金収受のオンライン化が計画されている。

2.2 PANTAS

2.2.1 PANTAS のソフトウェア構成

PANTAS は次のサブシステムから構成されている。

- 1) 業務処理システム: CS (Common Software)
- 2) 出願文書のイメージ入力システム: W&IS (Workflow and Imaging System)
- 3) 蓄積された特許および商標の検索システム: VSS (Verbal Search System) および FSS (Figurative Search System)
- 4) 外国特許文献検索システム: MIMOSA および Bibliographic

PANTAS のソフトウェア構成を図 III-2.2-1 に示した。

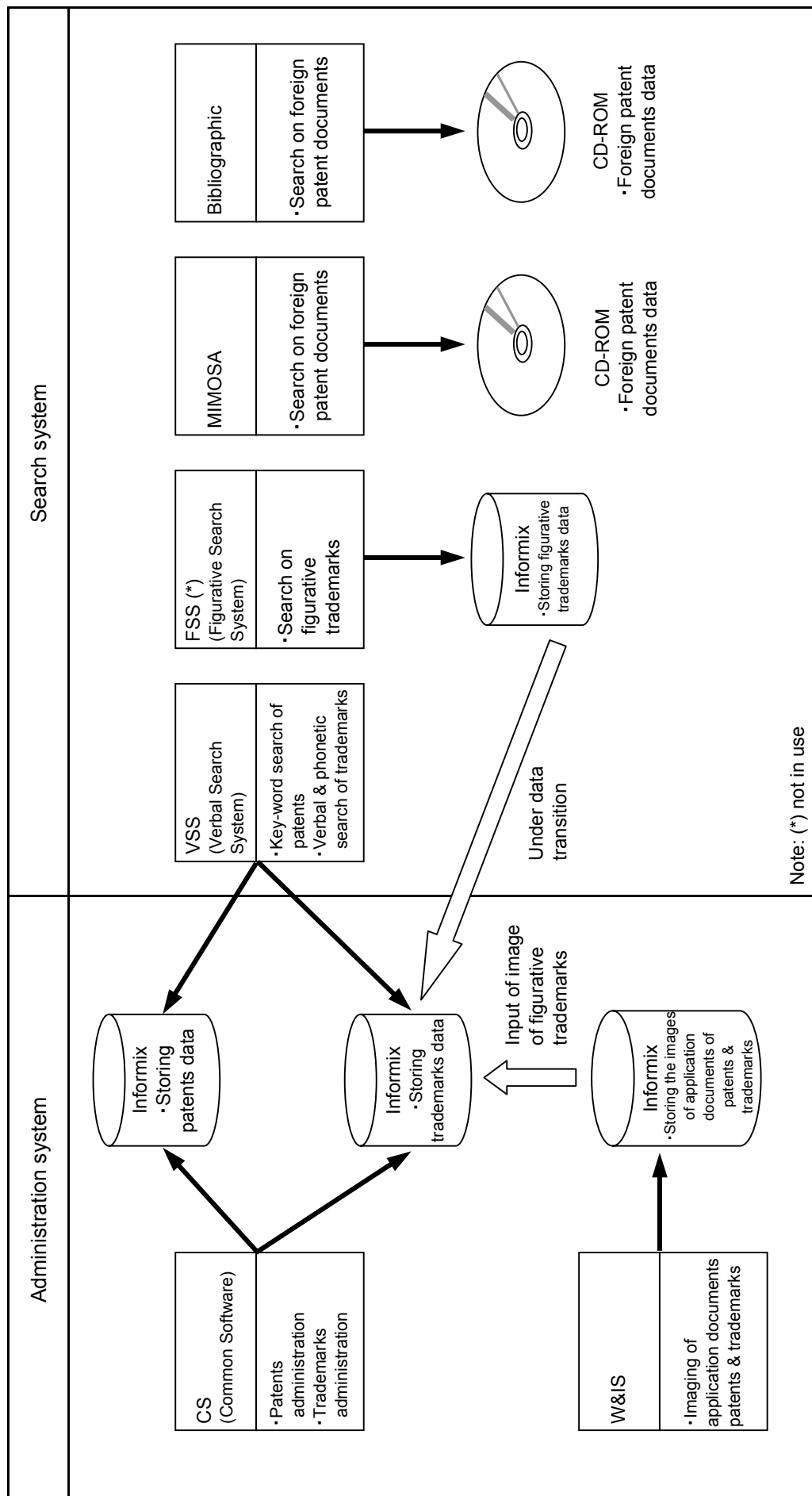
(1) 業務処理系ソフトウェア

出願を受け付けると、図形商標のイメージを除き出願に関するデータはすべて CS に入力される。入力されたデータは、その後の方式審査、実体審査、登録、公報発行にいたる業務処理において CS を使って常に参照され、情報更新され使用される。

他方で、受け付けた文書はすべてスキャナーによりイメージとして取り込まれ、W&IS に蓄積される。これは、これまで行っていた紙ファイルを電子ファイル化するものである²。W&IS はこの文書イメージの取り込みと蓄積のためだけに使われている。図形商標あるいは図形を含む商標については、この取り込んだイメージから図形部分を切り取り CS に保存している。

² 現在は紙ファイルも同時に保存されている。

Figure III-2.2-1 Outline of Software Configuration of PANTAS



(2) 検索系ソフトウェア

検索には、審査官の審査業務上行う検索と、公共向け検索サービスとがある。

特許の審査用検索では、IPD に蓄積されている特許についての検索には VSS が使用されている。外国特許文献の場合は、CD-ROM ベースで EPO、USPTO、JPO などから提供されている特許文献を MIMOSA および Bibliographic を使って検索している。

商標の審査用検索では、文字検索については VSS が使用されている。図形商標および図形を含む商標については、FSS の使用を予定していたが、分類上の理由からこれが使用できなくなり、現在は手作業による検索を行っている。

公共向け検索サービスでは、これらのコンピュータ化された検索システムはいずれも使われていない。特許および文字商標については、CS の持つ Query 機能が提供されている。図形商標および図形を含む商標には紙ファイルの手作業による検索だけが提供されている。

2.2.2 蓄積データ量

PANTAS に蓄積されているデータ量は 2002 年 7 月現在、商標関連のデータが約 36 万件以上、また特許関連データが約 5 万 3,000 件以上となっている。商標関連データは 1934 年以降の、また特許関連データは 1986 年以降のものである。

2.2.3 PANTAS の主要ハードウェア構成

PANTAS が稼動している IPD のコンピュータシステムは、クライアントサーバー型ネットワーク体系で構成されている。現行のネットワーク接続体系を図 III-2.2-2 に示した。

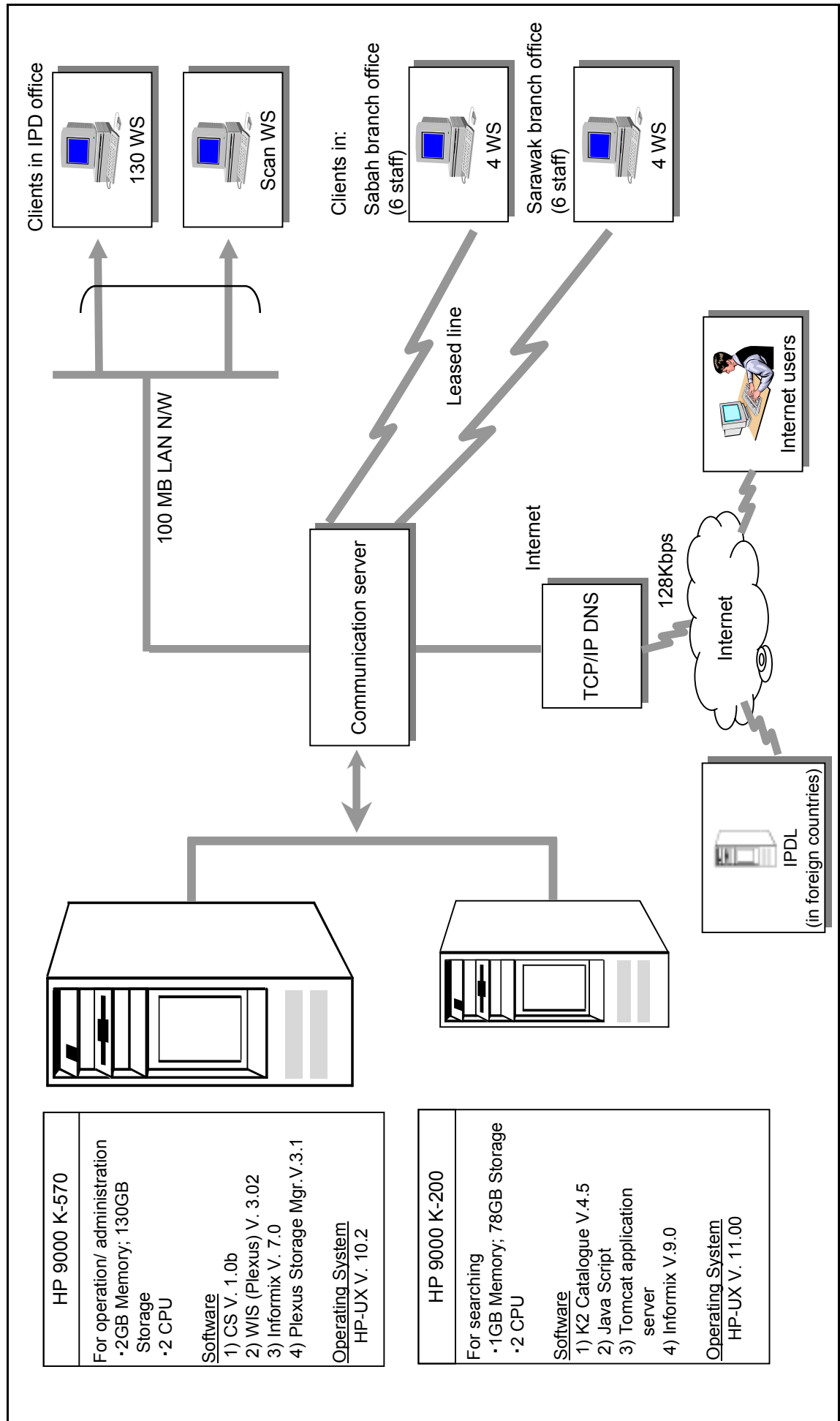
(1) サーバー系システム

サーバーシステムは 2 系統システムから構成されている。1 台 (HP 9000、モデル K-570) は業務処理系、他の 1 台 (同、モデル K-200) は検索系として使用されている。2 台のサーバー系は物理的には接続されているものの、互いのバックアップを行うミラーシステムとしては稼動していない。データのバックアップは各モデルに付属する外部記憶装置で取っている。

(2) クライアント系システム

クライアント系システムは合計 130 台のワークステーションから構成されている。これらは主として特許および商標出願管理を行う業務系システム (CS のクライアント) として使用されている。

Figure III-2.2-2 Hardware Configuration in IPD



サバ、サラワク支所にはそれぞれ 4 台ずつのワークステーションが設置され、IPD の本部に設置されたサーバーと専用回線で接続されている。

(3) ネットワーク系

2 台のサーバーと約 130 台のワークステーションは Communication Server を介して 100Mbps の高速 LAN でそれぞれ接続されている。

(4) 外部ネットワーク系

IPD のシステムは Communication Server を経由して TCP/IP のプロトコルで外部ネットワーク（インターネット）に 128kbps のスピードで接続されている。

2.3 CS (Common Software)

CS は PANTAS の中核となる、特許と商標出願処理および管理用ソフトウェアである。

2.3.1 ソフトウェアの構造

(1) ソフトウェアの構成

CS (Common Software) はクライアントサーバー構造をもつソフトウェアでサーバー側には Informix データベースエンジンのみがインストールされ、個々のクライアント端末には、Common Software が、Informix の提供する通信制御 API 経由でサーバーマシンと会話を行う方式をとっている。

(2) CS ソフトウェアモジュールについて

クライアント端末にインストールされる CS ソフトウェアプログラムの開発言語としては Hyper Script Tool が採用されている。

ソフトウェアは CS 操作メイン画面単位にフォルダー分けされており、3 種の構成アプリケーションファイルがそれぞれのフォルダーに格納されている。マレーシア用にカスタマイズされた CS Ver1.0b の場合は、カスタマイズされたモジュールが格納されており、それぞれの対象フォルダーの下層フォルダーとして "My" が存在する。

2.3.2 CS (Common Software) の特徴

(1) 各国の業務形態にあわせて適用が可能な設計

CS は各国の業務形態に適用できるよう、モジュール化され、また、パラメーター設定が可能なように設計されており、汎用性が高い。これが広く普及している大きな要因の一つと考えられる。

(2) 使い勝手のよいユーザーインターフェイス

ログオン後のトップメニューには、Common Software のもつセキュリティ機能によってコントロールされ、所属する部署で使用されるメニューだけが一覧表示される。

(3) セキュリティ機能

登録された使用者の「所属グループ管理」、「登録 ID」ごとのセキュリティレベルを設定し、かつ個々の業務にセキュリティレベルを設定することによって、個人のログオン情報に応じて使用できる業務メニューに制限を加えることが可能となっている。

上記セキュリティ機能により、所属 Unit が異なる他の部の業務画面を開くことへの抑制やセキュリティレベルの低い外部契約社員などのログオン時には、使用できる業務メニューを限定した上でオペレーターに使用させ、セキュリティを保持することが可能となっている。

セキュリティレベルは4段階まで設定可能である。

(4) 操作上の特徴

クライアント・サーバーソフト構成をとることにより、サーバーへのアクセス集中による影響を軽減し、次画面への遷移などをすばやく行えるようにすることで使用者のストレスを少なくしている。

他方、

1. 提供元の教育プログラムが貧弱であったこと
2. 使用者向けのマニュアルがほとんど提供されず、操作は端末操作しながら実地訓練で覚えていったこと
3. ソフトウェアのヘルプがないことなど、

特に CS 提供時の細かい点での問題が見られる。しかしながら、すでに長期に安定稼働していること、操作になれたことなどから、ユーザーは現段階では全体として満足している。

3 特許・実用新案制度および出願・審査業務

3.1 法制および国際条約への加盟

(1) 現行法

マレーシアの現行特許制度は、1983年に制定された特許法 (Patents Act, 1983 [Act 291])、および1986年に制定された特許法施行規則 (Patents Regulations, 1986; 1986年10月1日施行) に基づいている。同法はその後1986年 [Act 648]、1993年 [Act 863] (1995年8月1日施行) に改定され、更に、世界貿易機構 (WTO) / 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定, Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights; 1995年1月1日) 批准にともなう改定 (2000年8月1日施行) の上現在に至っている。

また、特許法施行規則は1995年に改定されている。

実用新案制度も同特許法に基づいている。

(2) 特許関連の国際的枠組み

特許関連の国際条約では、マレーシアはパリ条約 (Paris Convention; 1989年1月1日加盟) に加盟している。

この他、WIPO (1989年)、GATT (1957年)、WTO (1995年) に加盟している。WTO-TRIPS 協定の批准にあたっては、2000年8月1日付けで対応する特許法の改定を行っており、また、TRIPS レビューは、2001年11月、2002年6月の2回実施している (2002年7月現在)。

更に、特許の国際化に対応するため、次の国際条約加盟への国内手続き中である。

- ・ 特許協力条約 (PCT; Patent Cooperation Treaty)
- ・ ブダペスト条約 (Budapest Treaty) ³

(3) 修正実体審査の受け入れ

特許審査においては次の所定の (Prescribed) 国について修正実体審査を摘要することになっている。

³ 特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 (1977. 4. 28 調印)

・英国、米国、欧州、オーストラリア

同規定は 2002 年 7 月 1 日より日本にも適用する予定⁴であり、すでに国内手続きを完了している。

3.2 出願・登録および維持状況の推移

(1) 年間出願・登録件数の推移

特許および実用新案の年間出願件数（1986 年 10 月より 2002 年 6 月まで）と登録件数（1988 年 10 月より 2002 年 6 月まで）を表 III-3-1～2 に示す。年間出願件数は 97 年まで年々顕著な増加を示してきたが、97 年以降は 5,500 件から 6,500 件の間で推移している。他方、年間登録件数については、年々増加し 96 年には 1,800 件に達したが、97 年から 2000 年にかけて大幅な減少が見られる。その後 2001 年には CS が稼動し、同時に審査官の人数を倍増したことにより、業務処理能力が著しく向上し、年間登録件数も約 1,500 件にまで回復してきている⁵。しかしなお、それまで蓄積していた出願未処理分（Backlog）はまだ膨大であり、現在の審査は 96 年出願分にとどまっている。

表III-3-1 & 3-2 出願国別出願数および登録数

Patent and Utility Innovation Application Received

	1998	1999	2000	2001	June. '02
Malaysia	193	218	206	271	167
Japan	1,276	1,178	1,278	1,287	457
U.S.A.	2,157	2,154	2,203	1,931	800
U.K.	382	343	324	222	144
Germany	485	530	542	588	214
Others	1,470	1,412	1,674	1,635	698
Total	5,963	5,835	6,227	5,934	2,480

Patent and Utility Innovation Application Granted

	1998	1999	2000	2001	June. '02
Malaysia	21	39	24	20	11
Japan	118	173	94	402	173
U.S.A.	213	245	139	522	254
U.K.	55	58	34	92	36
Germany	24	40	23	76	43
Others	135	166	91	373	176
Total	566	721	405	1,485	693

Source: IPD

上記、年間出願数・登録数のうち、実用新案数について、IPD では分類集計は行っており、正確な数字は把握できない。ただし、IPD では、実用新案が年間出願総数に占める割合は 1% に満たないと推定している。

⁴ 2002 年 7 月 1 日に遡及して適用予定。

⁵ 修正実体審査の適用対象に対する審査が開始されたことも、年間登録件数増加の要因の一つと推定される。

(2) 海外からの出願・登録件数

総出願数のうち、マレーシア国内からの出願⁶は 86 年以来の総出願数のうち約 4%を占めるに過ぎず、出願の大部分は海外からの出願である。

海外からの出願数の国別内訳では過去 10 年の総件数で、米国が 35%、日本が 20%と 1 位、2 位を占めており、ドイツ、英国（ともに 7%）が続く。

(3) 出願分野別登録件数

マレーシアでの特許出願について、88 年から 2002 年 6 月までの出願分野別登録件数（付与ベース）を表 III-3-3 に示す。2002 年 6 月までの登録総件数では、化学・冶金分野（Chemistry; Metallurgy）が 28%と最も多く、続いて生活用品（Human necessities）が 18%と続く。

表 III-3-3 特許/分野別登録総数の推移（1988 年～2002 年 6 月）

分野	88-92	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	合計	%
生活必需品	727	215	260	336	285	150	104	132	61	155	102	2,527	18.11
処理操作; ¹⁾	553	169	267	268	323	138	98	112	59	233	104	2,324	16.66
化学; 冶金	818	503	505	542	483	196	141	191	110	288	179	3,956	28.36
繊維; 紙	42	15	12	27	31	13	4	9	8	18	3	182	1.30
固定構造物	154	37	71	48	76	32	18	21	19	44	13	533	3.82
機械工学; ²⁾	174	52	79	61	103	45	31	49	42	102	45	783	5.61
物理学	186	155	192	194	178	82	64	68	36	231	107	1,493	10.70
電気	186	138	243	277	322	132	106	139	70	399	140	2,152	15.43
合計	2,840	1,284	1,629	1,753	1,801	788	566	721	405	1,470	693	13,950	100.00

(注) 1) 運輸 2) 照明; 加熱; 武器; 爆破

(出所) IPD

3.3 マレーシアの特許・実用新案制度の概要

マレーシアは先願主義を取っている。実体審査は審査請求に基づき行われ、修正実体審査制度を導入している。出願の公開は登録前には行われず、特許付与後に公報により公表される。存続期間は特許については出願日起算 20 年間、実用新案については出願日起算 10 年間（2 回まで延長可能）である。

⁶ マレーシア居住者（居住法人）による出願。

(1) 特許要件

特許要件としては、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が求められる。

(2) 出願

1) 外国人による出願

マレーシアに住所あるいは居所を有しない外国人または非居住者は、特許代理人（Patent Agent）登録を行っている特許代理人をとおしてのみ特許登録手続きを行うことができる。

2) 出願言語

出願時に提出する書類は付属書類を含めてマレーシア語あるいは英語で作成されなければならない。

3) 最先出願義務および優先権主張

マレーシアでは最先出願義務があり、マレーシアに居住する者（外国籍の者も含む）の発明に関しては、マレーシアにて最初に出願する必要がある。

またマレーシアはパリ条約に加盟しているので、加盟国での特許出願に基づいて優先権主張が可能である。この場合、海外での出願から 12 カ月以内にマレーシアにて出願する必要がある。

(3) 出願公開

マレーシアでは特許の登録前公開は行われておらず、特許付与後、公報（Public Gazette）により特許内容が公表される。しかし、加盟が予定されている PCT では出願後 18 カ月以内に公開することが求められており、これに対応するため特許法の修正を予定している。

(4) 実体審査

マレーシアの特許制度では審査主義を取っている。実体審査は方式審査終了後に出願人による審査請求があって実施される。実体審査請求は出願日を起算日として 2 年以内（延長請求により 3 年まで延長可能）に行わなければならない。なお、予備審査（方式審査）については審査請求制度は 95 年施行の改正で廃止されている。

また、審査にあたっては修正実体審査を導入しており、修正実体審査は、米国、英国、欧州、オーストラリア特許庁において少なくとも 1 つの対応外国出願が存在している出願について請求することが可能である。

(5) 存続期間

特許の存続期間は特許出願日より 20 年間である。ただし、これは 2001 年 8 月 1 日施行の改正法によるもので、これ以前は特許付与日より 15 年間とされており、同施行日以前に出願されたものについてはこの旧規定が適用される。

(6) 実用新案 (Utility Innovation)

実用新案制度は特許法の中で規定されている。

登録要件はマレーシア国内における新規性の有無の判断のみであるが、その他の、不特許事由、審査請求制度などは特許と同規定が適用される。

存続期間は出願日より 10 年間であるが、特許の場合と同様 2001 年 8 月 1 日の改正法施行日以前の出願については付与日より 5 年間である。なお、いずれの場合も請求により 2 回まで延長が可能である。

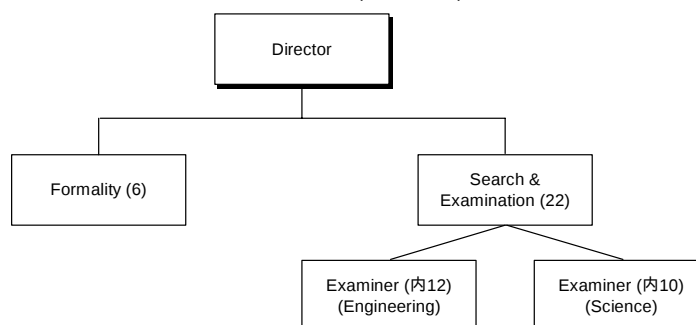
3.4 担当部局と体制

図 III-3-1 に現在の組織図を示す。IPD 局長 (Director) は特許法上の登録官であり、そのも

とに方式審査サブ・ユニット (Formality Sub-unit)、検索審査サブ・ユニット (Search & Examination Sub-unit) の二つの専門部門がある。方式審査サブ・ユニットが 6 名、検索・審査サブ・ユニットが 22 名の合計 28 名の登録官補から構成されている。彼らはいずれも審査官である。

来年の公社化に向けて、この人数を倍増する計画がある。

図 III-3-1 IPD / 特許部 (Patent Unit) の組織図



(注) () 内の数字は審査官の人数 (As of July 2002)
(出所) IPD

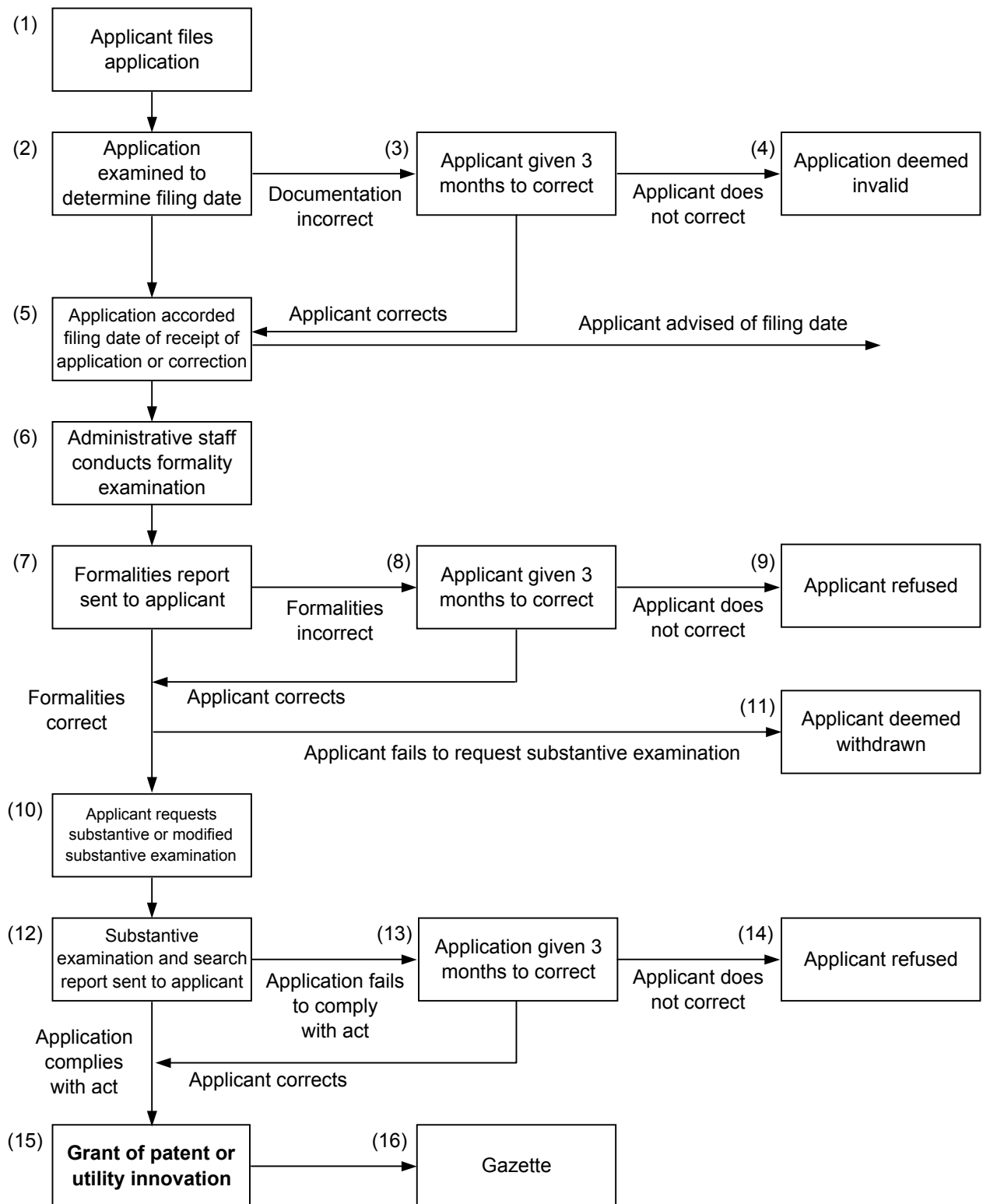
3.5 出願・審査業務処理プロセス

出願から審査、登録、公開までの流れの概略を図 III-3-2 に示す。

(1) 出願受付

まず出願日を決定するための予備審査 (Preliminary Check) が受付窓口で行われ書類に不備がなければほとんどが同日、方式審査 (Formality Examination) に回される。

Figure III-3-2 Application Management Process Flow of Patent



Source: IPD

(2) 方式審査 (Formality Examination)

方式審査サブ・ユニット (Formality Sub-unit) の方式審査官 (Formality Examiner) は主にその出願の仕様などが形式要求項目に添っているか IPD 独自のチェックシートにより審査する。この審査では通常であれば 3 日以内に方式審査レポート (Formality Report) が出願者に送られ、もし不備がなければ次のステップに進むことができる。

(3) 実体審査 (Substantive Examination) または修正実体審査 (Modified Substantive Examination)

方式審査で内容を確認された後に、出願者は出願日を起算日として 2 年以内に実体審査 (Substantive Examination)、または修正実体審査 (Modified Substantive Examination) のいずれかを選択し請求する必要がある。実体および修正実体審査は検索・審査サブ・ユニット (Search & Examination Sub-unit) によって行われる。

特許法施行規則第 27 条では、実体または修正実体審査は出願日から 5 年以内に完了することと規定されているが、実際は 5 年以上かかるケースは少なくない。ちなみに IPD が現在審査している特許出願は 1996 年に申請された出願である。

(4) 登録および更新

実体審査または修正実体審査終了後、特に不備がなければ出願書類が登録承認のため登録部門に回り、通常であれば 2~3 カ月で終了する。

(5) 出願の拒絶

出願された特許の約 30~40%については特許権の付与を拒絶されている。その主な事由は次のとおりである。

- 1) 審査請求なし
- 2) 自主的取り下げ
- 3) 特許料支払請求への反応なし

4 商標制度および出願・審査業務

4.1 法制および国際条約への加盟

(1) 現行法

マレーシアの現行商標制度は 1976 年に制定された商標法 (Trade Marks Act 1976 [Act 175]; 1983 年 9 月施行)、および 1997 年制定の商標法施行規則 (Trade Marks Regulations 1997) に基づいている。

同商標法は、1994 年のパリ条約加盟にともなう改定 [Act A881]、2000 年の TRIPS 協定批准にともなう改定 [Act A1078] を経て現在に至っている。

(2) 商標関連の国際的枠組み

商標制度に係る国際条約では、マレーシアはパリ条約 (Paris Convention; 1989 年 1 月 1 日加盟) に加盟しているが、商標法条約 (Trademark Law Treaty, 1994)、標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement of 1981) および同議定書 (Madrid Protocol, 1989) には参加していない。

(3) 商標分類

商標分類では、ニース分類 (Nice Classification; 45 分類) を使用しており、図形から構成される、あるいは図形を含む商標の図形要素分類についてはウィーン分類 (Vienna Classification) を使用している。

4.2 出願・登録および維持状況の推移

(1) 年間出願・登録件数の推移

1998 年から 2002 年 6 月までの商標の出願件数と登録件数の推移を表 III-4-1 に示す。この表に見られるように 1998 年、99 年には 1 万 4,000 件前後であった年間出願件数は 2000 年には 1 万 8,800 件となり、2001 年には 1 万 6,600 件に落ちたものが 2002 年には 2 万件を越す勢いにある。

これに対し、年間登録件数は 98 年の 4,400 件が 99～2000 年には年間 1,700 件前後で推移、2001 年には約 8,000 件に増加、2002 年には 1 万件弱に達する見込みである。

CS が稼働を始めた 2001 年には出願件数の約 50% にあたる 8,000 件が登録されている。また、2002 年の 1～6 月までの出願件数に対する登録件数の割合は 64% に上昇しており、CS の

導入により業務処理の効率が大幅に向上したことを示している。

表 III-4-1 マレーシアにおける商標の出願および登録件数の推移

(2) 国内からの出願件数

表 III-4-1（前掲）に見られるように、総年間出願件数のうち、国内からの出願割合は 1998～2000 年までは 30%強であったが、最近は増加傾向にあり、2002 年のデータ（6 月まで）では 47%にも達している。

Volume of Trade Marks Application

Year	1998	1999	2000	2001	2002 ^{*)}
Total	14,879	13,694	18,802	16,583	10,128

Volume of Trade Marks Registration

Year	1998	1999	2000	2001	2002 ^{*)}
Local	1,521	439	449	1,483	1,127
Foreign	2,869	1,226	1,323	6,517	3,773
Total	4,390	1,665	1,772	8,000	4,900

Note: As of end of June, 2002

Source: IPD

(3) 出願件数についての今後の見通し

IPD の Trade Mark Unit では商標出願件数は今後、年約 10% 程度の割合で上昇していくものと推定している。また、MIPA も少なくとも今後 5 年間は出願件数が増加傾向にあると見ている。

その根拠には最近の国内出願の顕著な増加がある。この国内出願の増加の背景として次の要因をあげることができる。

- 1) ASEAN FTA (Free Trade Agreement) の実施が近づいていることで、商標保護の必要性認識が高まってきていること
- 2) 政府による税制優遇を使った知的財産権に対する奨励処置の効果
- 3) 政府による知的財産権に対する認識向上活動の成果

近年、国内消費者の商品購買時の意識が価格から品質・性能保証などへと変わってきており、それにともない国内企業、なかでも中小企業での商標保護への認識向上が顕著である。

4.3 マレーシアの商標制度の概要

マレーシアは登録制度を採用しており、登録された商標が保護の対象となる。しかし、周知商標の他人による登録あるいは類似商標の登録を禁じており、登録されていなくとも周知のものについては保護されることになる。また、周知商標についてはパリ条約 6 条、TRIPS 協定 16 条を適用すると規定しており、国際周知がベースとなっている。

登録可能商標では、防護商標、証明商標の登録を認めている。また、審査主義をとっており、審査には出願者からの審査請求を必要としない。出願は登録査定を得た後に公報に掲示

することで公開される。公開に基づく異議申し立てのない場合、あるいは異議申し立てが却下された場合登録となる。商標登録の存続期間は登録日より 10 年間であり、更新可能である。

(1) 登録要件

周知商標についてはパリ条約 6 条、TRIPS 協定 16 条を適用すると規定しており、マレーシアで登録されていない外国の商標についても保護されるとしている。また、TRIPS 協定によりこの対象範囲はサービスにも援用されることになる。

(2) 出願

1) 外国人による出願

マレーシアに住所あるいは居所を持たない外国の法人・個人がマレーシアにおいて商標の出願を行う場合はすべてマレーシア国内の法人・個人であり商標代理人登録 (Register of Trade Marks Agent) を行っている代理人 (Agent) を経由して行わなければならない。

実際、商標出願の約 95% は代理人によって行われている。残りの 5% が個人または法人による直接出願である。

2) 先願と出願日付

出願はクアラルンプール、クチン、コタキナバルの 3 都市で行うことができるが、審査業務はすべてクアラルンプールの IPD 本部で実施される。出願日は出願書が IPD に持ち込まれた日として定義されている。

3) 商品・サービスの分類

商品・サービスの分類にはニース国際分類表第 8 版 (45 分類) が主たる体系として使用されている。これ以外の副次的分類は採用していない。

4) 出願に使用する言語

商標出願にともなう使用言語は特に制限がない。しかし、例えば日本語、中国語など外国の言語を使用した商標出願書を提出する場合は、出願書にこれら商標の翻訳を添えて提出すると同時に、出願日に IPD に対して口頭で商標の説明を行わなければならない。

(3) 審査

商標法は審査主義を採っている。登録官は商標登録の申請を受け取ると、登録済み商標、出願済み (登録保留中) 商標について検索、同一性、類似性の有無を確認させることになっ

ている。登録官はこれに基づき、出願の絶対的な受理、受理に対する異議、あるいは必要な修正・制限を前提とした受理意向のいずれかを表明する。

審査についての出願者からの請求は必要としない。

(4) 出願の公開

出願された商標は登録査定を得た後に公開される。公開は、「公報」に掲示することにより行われる。

(5) 存続期間

商標登録の存続期間は登録日より 10 年間であり更新可能である。なお、登録済み商標が登録者により 3 年以上使用されていない場合は、登録官は第三者からの要求により登録を抹消することができる。

4.4 担当部局と体制

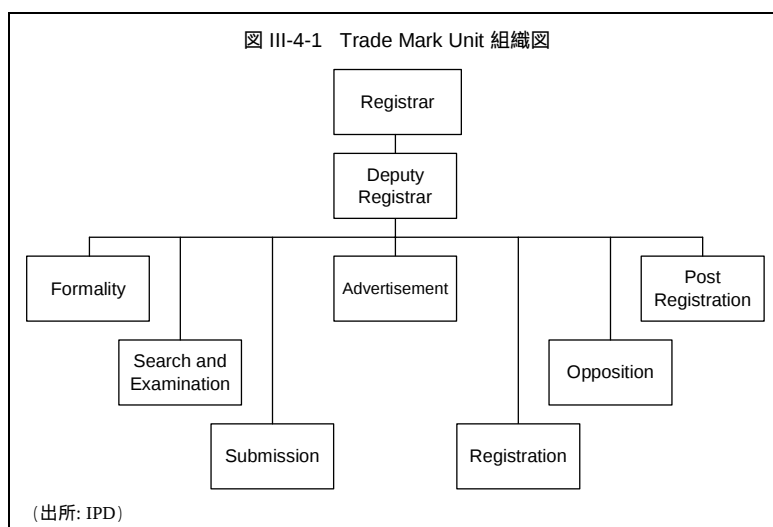
商標法が想定している、商標法に定められた業務を行う組織として IPD があり、Trade Mark Unit が中央商標事務所としての業務を、サバ、サラワク支所が地方商標事務所としての業務を行っている。

Trade Mark Unit は 7 つの Sub-unit に分かれている。Trade Mark Unit の組織と人員構成は右のとおりである。

		(人)
1	Registrar	1
2	Deputy Registrar	1
3	Formality Sub-unit	6
4	Advertisement Sub-unit	3
5	Post Registration Sub-unit	2
6	Search & Examination Sub-unit	16
7	Opposition Sub-unit	1
8	Submission Sub-unit	2
9	Registration Sub-unit	1

図 III-4-1 に示すように、商標登録官は IPD の局長（Director）であり、同時に特許法、工業意匠法等における登録官でもある。

Trade Mark Unit の長はプリンシパル局長補佐（Principal Assistant Director）であり、副登録官である。また、



Advertisement Sub-unit と Registration Sub-unit 以外の Sub-unit のスタッフは登録官補であるが、前 2 Sub-unit のスタッフは事務職員（Clerical Staff）である。

IPD サバ、サラワク支所は、出願を受付、中央に回送するのみで審査および登録の業務は行っていない（受付時のチェック業務は行う）。

4.5 商標の出願・審査業務プロセス

商標の出願・審査から登録までの業務のフロー概要を図 III-4-2 に示す。

(1) 予備審査

受理担当者は出願書の内容、妥当性などを確認、出願書の種類別（新規登録、更新、異議申し立て、補完書等）に分類する。予備審査の終了後、IPD に受理された出願申請書に添って受理後の審査 Status 管理のために出願者の基本情報が管理用システムに入力される。一出願にともなう基本情報の入力にかかる時間は約 15 分、1 日の出願処理件数は約 70 件、Formality Sub-unit のスタッフ 1 人の一日あたりの入力件数は約 28 件となっている。

(2) 方式審査

出願書の内容が確認される。この時点で出願書の記述内容に不備がある場合は補完書の提出などを出願者に電話または文書により通達するなどの処置が取られる。補完書の提出を求められた出願者は 6 カ月以内に提出しなければならない。

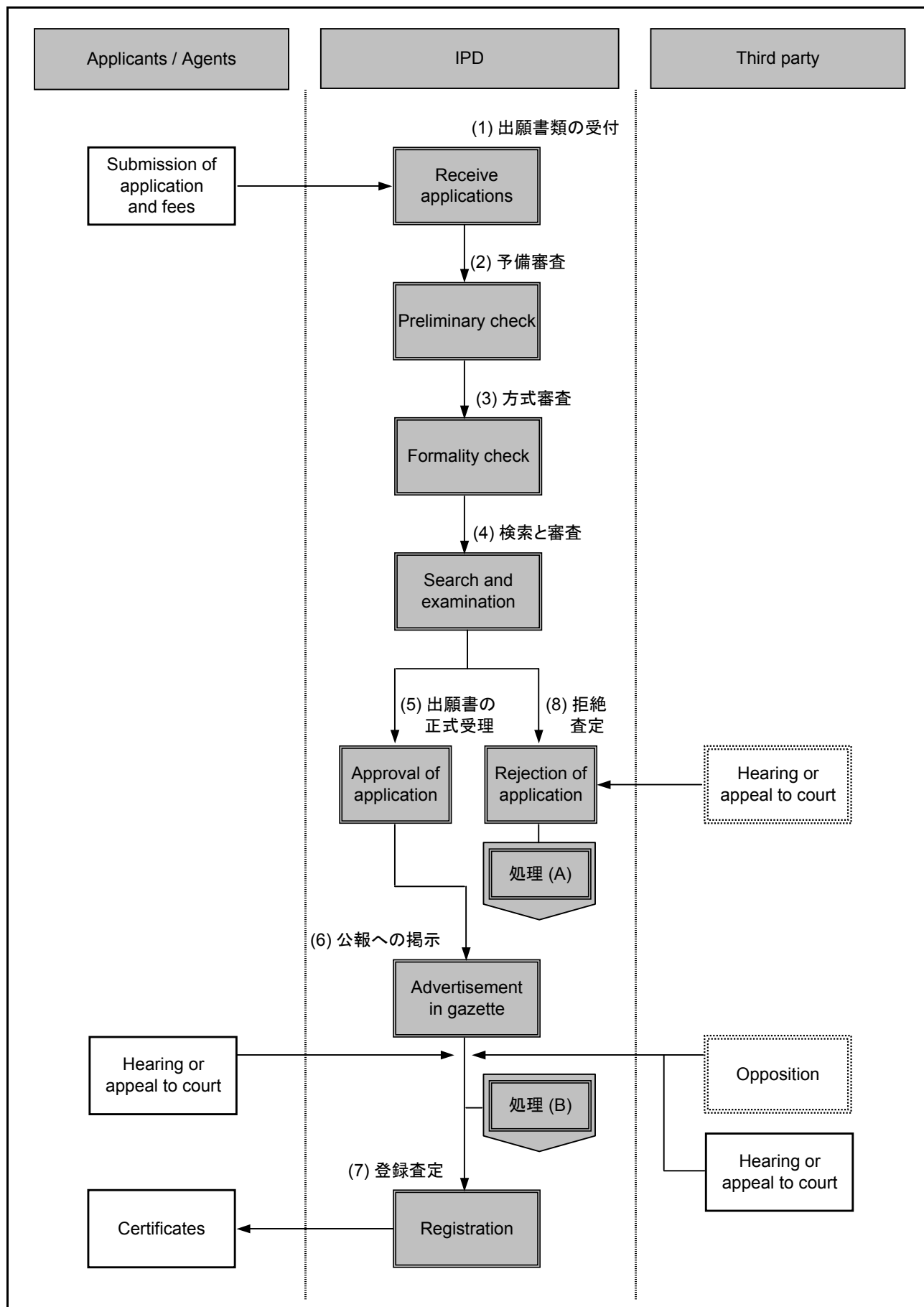
(3) 検索と審査

新規性の確認のために過去に登録された商標、出願中の商標より類似商標を検索、審査を行う。審査は文字、称呼についての審査と、図形についての審査とがある。

文字、称呼についての検索は機械化されており VSS を使って行われる。文字、文字および図形により構成される商標については、過去の約 36 万件におよぶ出願をコンピュータにデータベースとして蓄積している。

図形商標の同一・類似商標の有無についての審査は、手作業で行われている。すなわち、出願商標受付後それぞれについて検索カードを作成、カードを図形要素により分類（ウィーン分類）・蓄積しており、その蓄積が一定数に達したところでその分類の出願商標をまとめて登録済み商標、出願商標と照合、同一性、類似性を判断している。このため検索にとりかかるまでの期間は出願書受理後、通常約 1 カ月を要している。

図 III-4-2 商標出願処理プロセス (1/3)



Source: IPD and Study Team

図 III-4-2 商標出願処理プロセス (2/3)

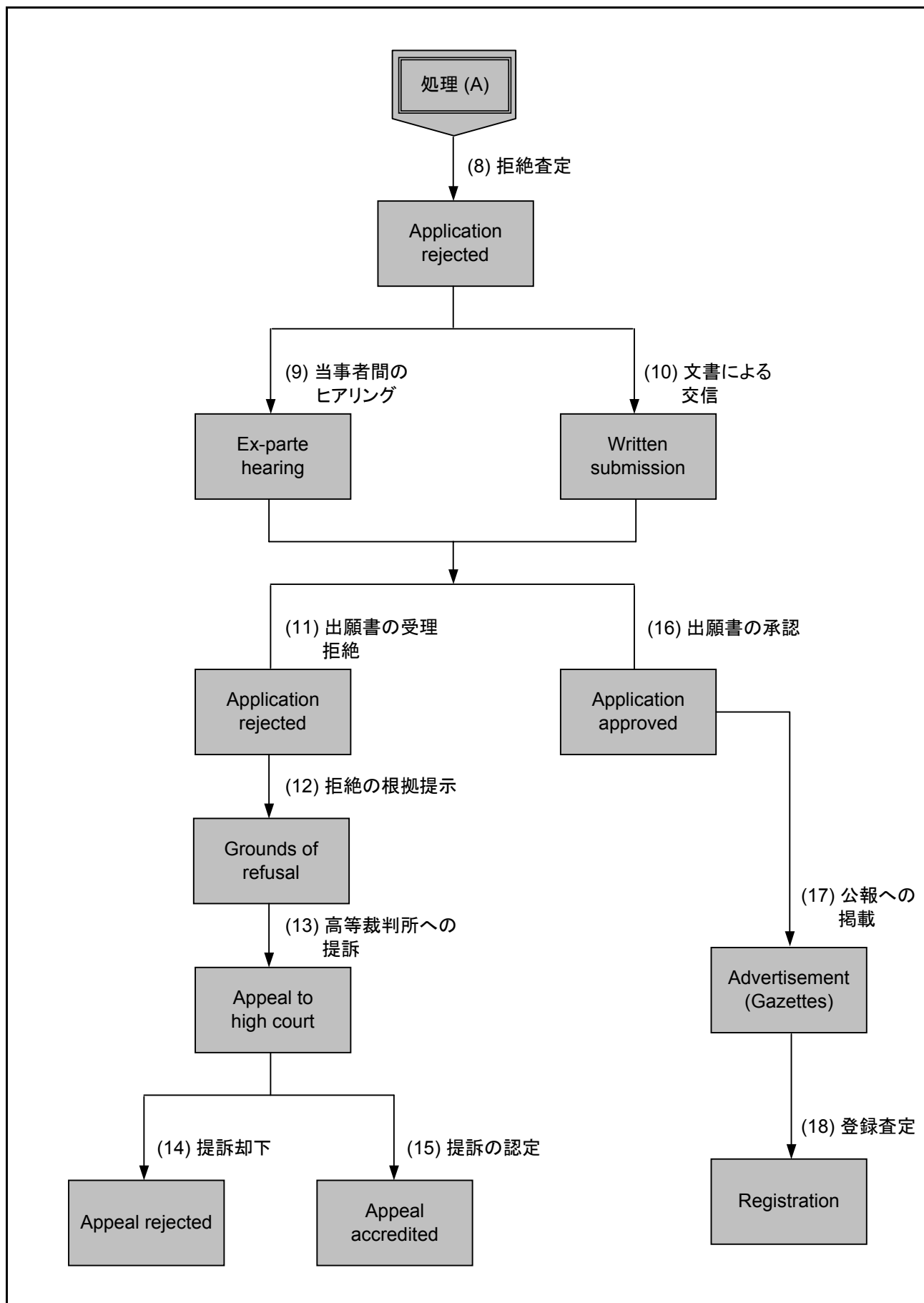
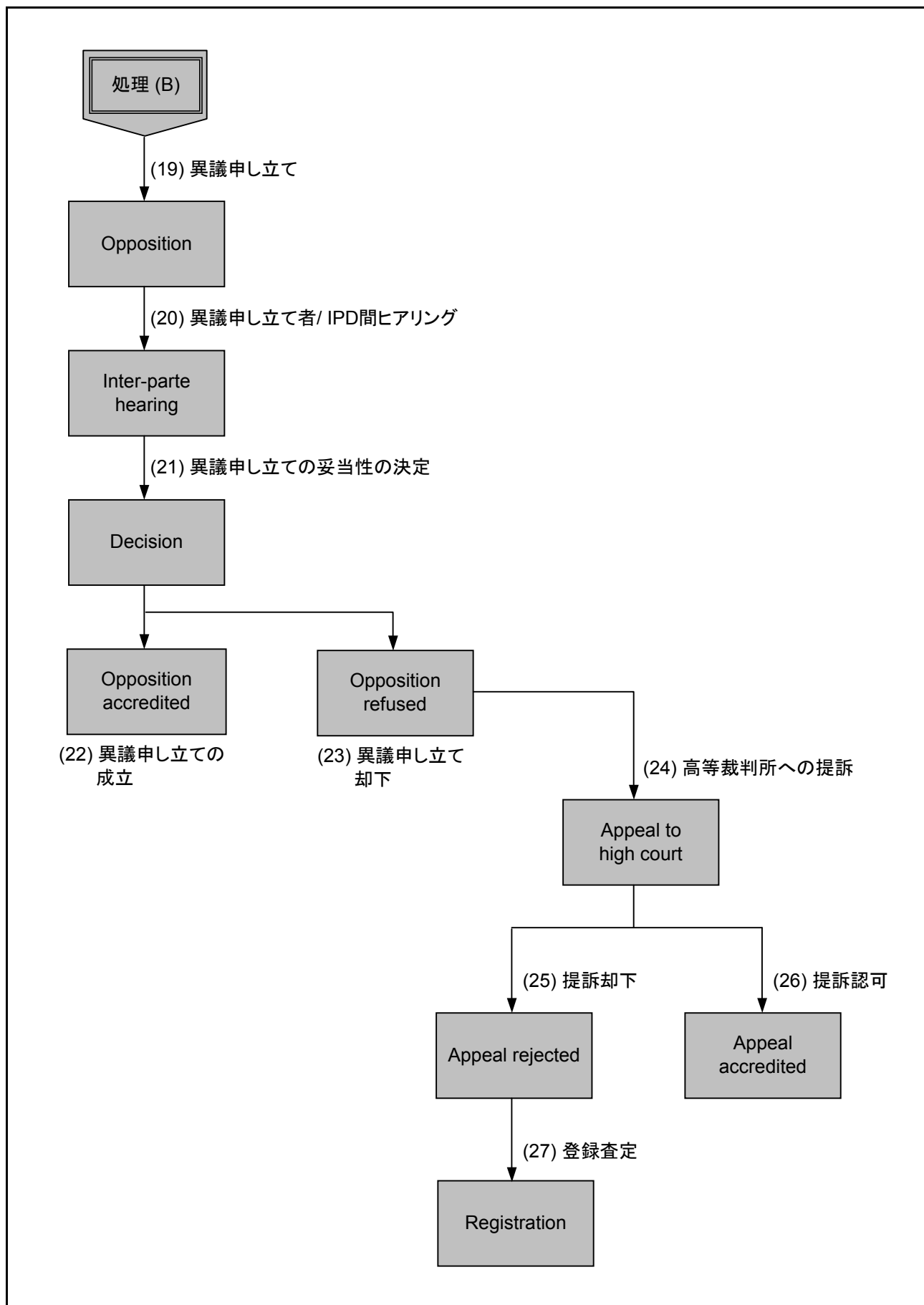


図 III-4-2 商標出願処理プロセス (3/3)



審査終了までにかかる期間は約 3 カ月である。

(4) 出願書の正式受理

出願書の受付、方式審査、検索・審査の過程を経て拒絶査定と判断された出願以外については、この時点で IPD の正式受理となる。この場合、IPD より出願者に対して正式受理の通達（Letter 05）が発行される。通常、出願書類の受付から出願書の正式受理までに要する期間は約 7 カ月である。

(5) 公報への掲示

最終調整の段階で出願された商標に何ら問題が生じない場合、つまり第三者からの異議申し立てが行われなかった場合は、最終調整終了時点から 2 カ月以内に公報に掲載されなければならない。通常、公報への掲示までに要する期間は出願受付時より 11 カ月、出願の正式受理時より 4 カ月を要する。

(6) 登録査定

公報掲示により、第三者より特に意見書が提出されない場合は出願は妥当と見なされ、査定が完了する。登録査定となった商標は IPD の Deputy Registrar が署名を行った登録証書に登録査定通知書（Letter 08）を添えて出願者に発行される。出願書類の提出日から登録査定までに要する期間は通常 15 カ月である。

(7) 拒絶査定

上記 (3) の審査において拒絶査定になった商標は出願者にその旨通達される。

Trade Mark Unit では月平均 1,000～1,300 件の新規出願を受け付けている。これまでの例では、そのうち、約 60%が登録査定となり、40%が拒絶査定となってきた。拒絶査定の主な理由は出願が新規性に欠けていること（同一あるいは類似商標があること）、法律（Trade Mark Act 1976）に違反している商標であることなどである。

(8) 商標の更新

これまで登録済み商標の約 99% が更新されている。

5 工業意匠制度および出願・審査業務

5.1 法制および国際条約への加盟

(1) 現行法

マレーシアにおける現行の工業意匠の登録保護は、1996年に制定された工業意匠法（Act 552）に基づく。同法は1999年制定の工業意匠施行規則とともに、1999年9月1日に施行された。

(2) 工業意匠関連の国際的枠組み

工業意匠の保護に関して、マレーシアは以下の関連国際条約・機関に加盟・参加している。

- パリ条約（Paris Convention） - 1989年1月1日
- 世界知的所有権機関（WIPO; World Intellectual Property Organization） - 1989年1月1日
- WTO/TRIPS 協定 - 1995年1月1日

しかし、工業意匠の国際寄託に関するヘーグ協定には加盟していない。

工業意匠の保護制度に関して、今後加盟を予定している国際条約は現在のところない。ロカルノ条約には未加盟であるが、工業意匠登録行政においてはロカルノ分類を使用している（現在、同分類第6版を使用）。

5.2 出願・登録および維持状況の推移と将来見通し

(1) 年間出願・登録件数の推移

マレーシアにおける工業意匠法施行後の各年ごとの工業意匠出願件数、登録件数、存続期間延長許可件数は表 III-5-1 から 3 および図 III-5-1 のとおりである。

年間出願件数は2000年以降約700件強で推移している。年間登録件数は2001年で約600件であり、当面この程度の規模が持続するものと推定される。また、出願人の国別状況ではマレーシア国内の出願が約33%を占めており、ついで日本が約21%、米国12%となっている。

表 III-5-1 工業意匠出願件数の年別推移

	1999	2000	2001	2002 (6 月)
国内出願	84	234	321	159
外国出願	120	533	448	211
合計	204	767	769	370

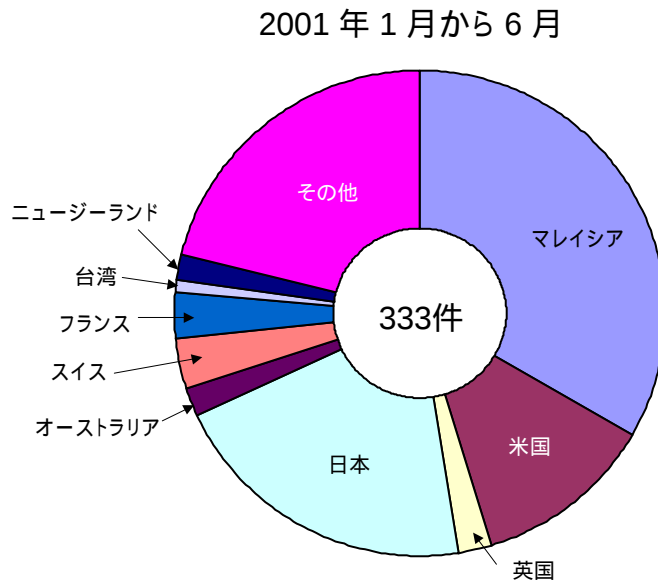
表 III-5-2 工業意匠登録件数の年別推移

	1999	2000	2001	2002 (6 月)
国内出願人		60	170	62
外国出願人		245	475	133
合計		305	645	195

表 III-5-3 工業意匠登録延長件数推移

	1999	2000	2001	2002 (6 月)
合計	164	682	717	326

図 III-5-1 マレーシア国工業意匠出願件数(出願人国別)



(2) 出願件数についての今後の見通し

出願、登録件数ともに増加傾向にはあるが、法律施行後の日が浅く、工業意匠制度の産業界での認知は広がっていない。

登録存続期間延長は、これまでのものはすべて英国登録意匠の存続期間延長申請によるものである。

マレーシア国登録意匠の延長は、現行法施行日の 1999 年 9 月 1 日以降の出願日より 5 年を経過して満了する登録意匠に対して適用されるので、2004 年 9 月 1 日以降に発生することになる。

5.3 マレーシアの工業意匠登録保護制度の概要

マレーシアの工業意匠制度は英国の意匠登録制度を倣ったもので、根幹はほぼ同一である。意匠法の条文は外観や構成において異なるが、実質的な内容については非常によく似た制度となっており、IPD も運用に関しては、英国の運用と判例に従うとしている。

マレーシアの工業意匠制度が英国のそれと例外的に相違する点は次の諸点にある。

- 実体的要件審査
- 出願公開時期
- 登録存続期間
- 英国登録意匠のマレーシア登録意匠としての延長取り扱い
- 意匠描写図面の公報掲載扱い方法
- 支所での受付の取り扱い方法

(1) 登録要件および出願公開

意匠の新規性が登録要件のひとつである。マレーシア国内で先に開示された意匠が、新規性喪失の根拠となる。

先願のマレーシア国工業意匠登録出願に開示される意匠も、新規性喪失の根拠となり、その基準日は出願日または優先日である。なお、工業意匠登録出願に開示される意匠（の描写）は、出願受理後、遅滞なく公衆の閲覧に供される。

(2) 出願

マレーシアでの工業意匠登録出願としては、次の 5 種類が可能である。

- a) 通常出願
- b) 組物意匠出願
- c) 複数意匠出願
- d) 連合意匠出願
- e) 分割出願

出願は、所定様式の願書（様式 1）と、工業意匠の描写 6 通、および出願料金納付により受理され、出願日と出願番号が付与される。

1) 出願言語および外国人による出願

施行規則は出願手続言語を国語（マレイ語）または英語としているが、出願人が提出する出願書類にすべて英語が使用されていても、ID Unit が作成し出願人に送付する書類はすべて国語（マレイ語）である。

2) 外国人による出願

在外国人出願の場合は、代理人を任命して出願手続を行わなければならない。

3) 出願日付

出願は到達主義で、IPD（ブランチオフィスを含め）での受領日を出願の日として付与する。郵送の場合には通常到達を受領日とするが、書留（A.R. registered post）の場合に遅延を生じたときは通常の郵送期間に送達があったものと見なされる。

サバ、サラワクでは受付業務のみがあり、出願書類と料金を受け取り、本庁へ転送する処理のみを行い、出願要件の確認や出願日付与に関わる処理は一切行わない。受領後はクアラルンプールに送付され、一括して審査などを行うが、これまでの受領実績は皆無である（2002 年 9 月現在）。

4) 優先権主張

パリ条約加盟国の最先の工業意匠登録出願に基づき、6 カ月以内にマレーシア国工業意匠登録事務所へ工業意匠登録出願をする場合、優先権主張をすることができる。この場合の 6 カ月以内と規定される出願期限には期間延長は適用されない。

(3) 方式審査

受理された出願は審査に付される。工業意匠法の法文上、審査は方式的要件についてだけなされる規定（工業意匠法第 21 条）となっている。方式的要件の具体的内容は、施行規則に定められ、書誌的事項、言語、指定の様式の使用、料金等が指定されている。しかし、実際には、施行規則に定める方式要件とは別に、登録要件に関わる一定の実体的要件について審査を実施している。審査項目は先願の範囲での新規性や意匠定義への合致（適格性）などであり、他国の意匠制度と比較して見れば、実体審査というのに十分ふさわしい内容である。しかし、IPD の公式的な立場としては、これらの審査も方式審査の一部という解釈を取っている。

(4) 存続期間

工業意匠登録の存続期間は出願日（優先権主張がある場合は優先日）から 5 年間であり、申請により、各 5 年間 2 回の存続期間延長が可能である。従って、存続期間は最長で出願日から 15 年間である。この延長の規定は、経過措置規定により、工業意匠法施行日現在有効な英国登録意匠に対しても適用される。

(5) 経過措置

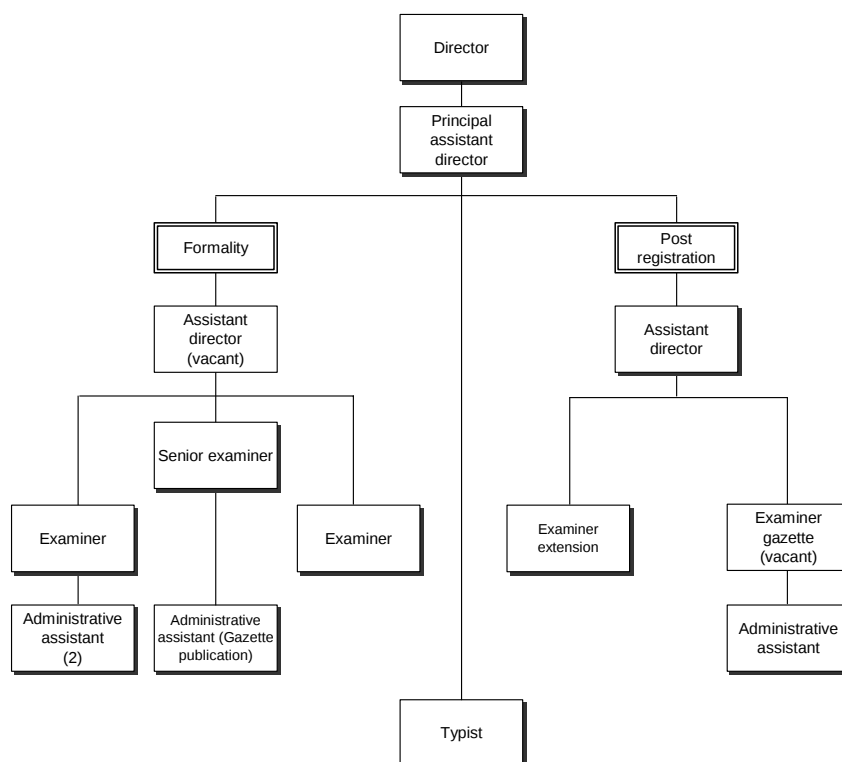
工業意匠法の制定にともなう経過措置規定により、工業意匠法施行日（1999 年 9 月 1 日）現在有効な英国登録意匠はマレーシアにおいても有効であり、その存続期間の延長が申請により可能である。

5.4 担当部局と体制

工業意匠法は、同法行政の責任者として登録官（Registrar）が任命され、登録官の管轄する工業意匠登録事務所（Industrial Designs Registration Office）が組織されとしている。

現実の行政運用上、登録官職は、マレーシア国知的財産局（Intellectual Property Division）の局長（Director）が務めている。この IPD の下に組織された Industrial Design Unit（ID Unit）が、工業意匠登録行政の運用を担当する工業意匠登録事務所として機能している。現在の ID Unit の組織人員構成は図 III-5-2 のとおり

図 III-5-2 ID Unit 組織図



である。現在、Principal Assistant Director が ID Unit を統轄しており、同時に工業意匠法が定める「副登録官（Deputy Registrar）」である。この ID Unit は、Formality 審査グループと、登

録後処理 (Post Registration) グループの 2 部署に分かれ、Assistant Director を含む他 5 名の審査官と、更に他 5 名の事務職員で構成される。いくつかの職位が空位となっており、十分な職員の確保が未だできていない。

5.5 出願・審査・登録等の処理プロセス

IPD における工業意匠の出願・審査・登録等の処理手続き詳細は、マレーシア国工業意匠法および施行規則の規定により定められており、その処理フローの概要を図 III-5-3 および図 III-5-4 に示す。

(1) 出願受付

出願受付は、特許、商標と共通の窓口で行われる。受理後、出願書類は出願ごとに個別の厚紙フォルダーに収容されてファイルにされ、ID Unit 内の Formality サブ・ユニットの審査官 (Assistant Registrar 職でもある) に配分される。

(2) 審査

出願が受理 (出願日付与) され、かつ取り下げられていない限り、すべての出願が審査に付される。審査に使う資料は、各出願から描写を一部ずつ抜き出してロカルノ分類別に収録した分類別図面ファイルを用いてなされる。チェックリストに則り審査を行い、規則規定に定めた書類の不備、料金不足があれば問合せ状 (補正通知) または方式拒絶理由通知書、その他の要件審査上の拒絶に該当する理由があれば拒絶理由通知書を起案して出願人または代理人宛に送達する。複雑なケースを除き通常の場合は、方式要件審査は 5 分程度、問合せ状作成は 20 分程度で処理される。その他の要件審査には平均 20 分程度を要している。新規出願の 80% が何らかの形で問合せ状や拒絶理由の対象に該当するため、作業量は少なくない。原因は制度発足後間もないことによる代理人の不慣れもあり、デザイン不鮮明、申請書類の不備、料金不足などが多い。

また、代理人の委任状 (ID Form 10) の欠落は受付時点でチェックされないため 2 週間以内に補充すれば足りるが、これの補充欠落などで問合せ状が発送されるケースもある。

(3) 登録

一定方式を充足し、その他の要件の審査が完了した案件について、登録査定が登録官代理および登録官の署名により出され、これに基づき登録証の発行と登録原簿への登録が行われる。登録証の交付は、登録査定後 4～8 週間内になされている。

図 III-5-3 マレーシア国工業意匠登録出願処理フロー

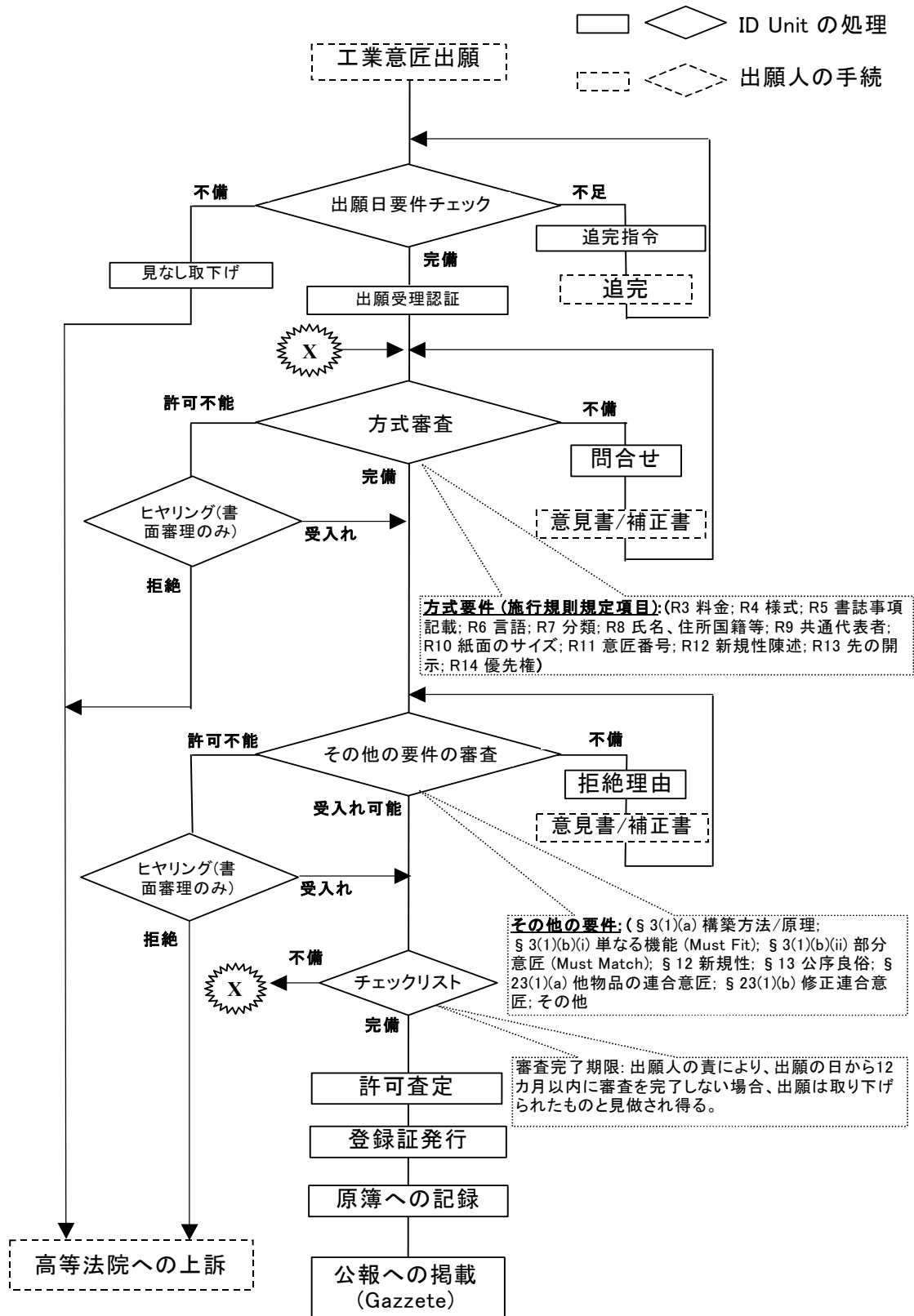
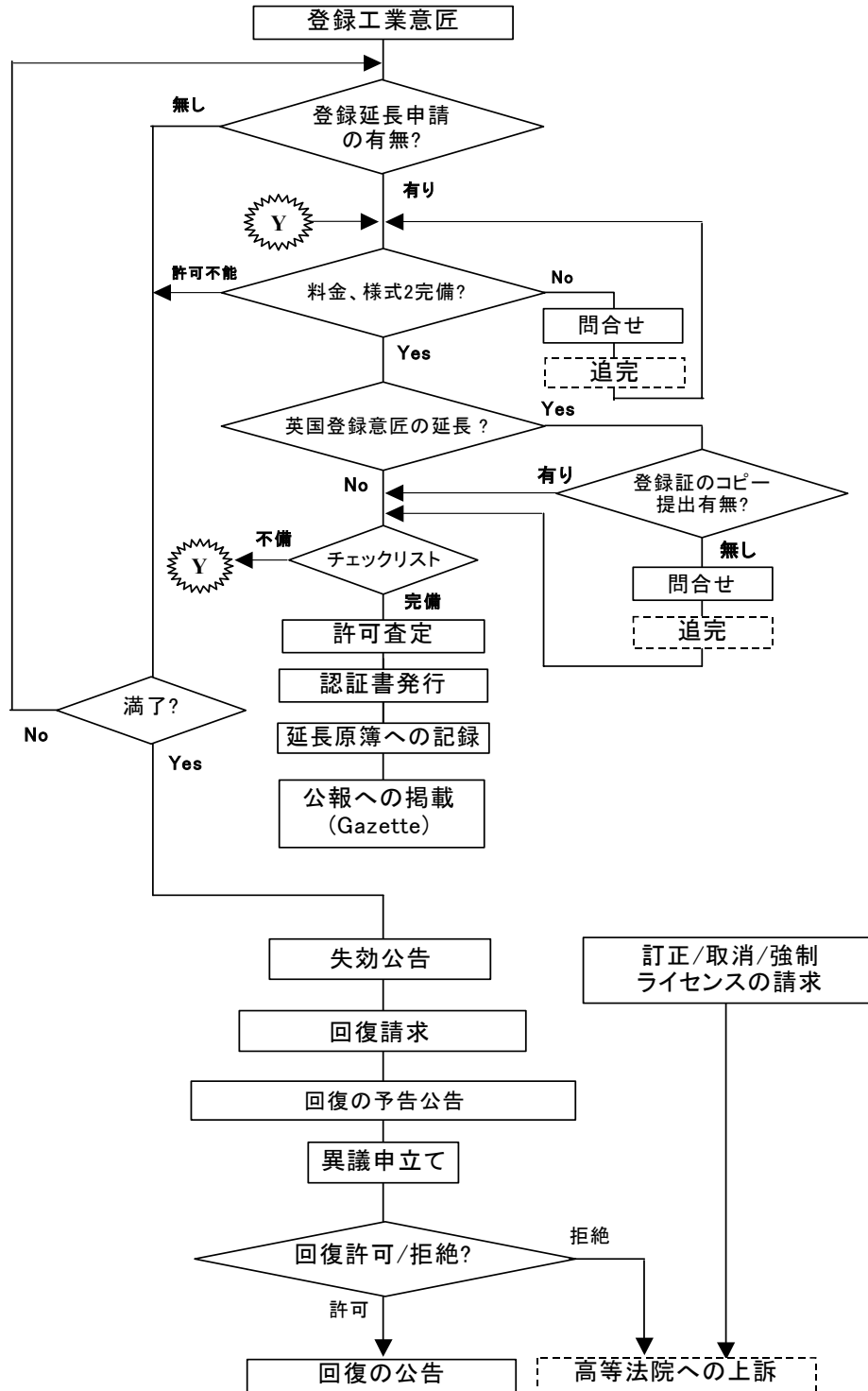


図 III-5-4 マレーシア国工業意匠登録後処理フロー



登録原簿 (Register) は帳簿形式で保管されており、意匠出願の登録はこの登録原簿に登録証発行日を記入することでなされる。新規意匠出願登録の記録のための登録原簿は、他の登録期間延長、譲渡などの登録簿記録を必要とする事項の原簿とは別冊形式となっている。

(4) 公報への掲示

登録後、公報の準備作業が進められ、登録意匠は順次公報に掲載される。公報には英語が使用される。公報掲載事項は、所定の書誌事項と描写図面（出願人が一部を選択した場合はその選択図面）である。現状では公報の発行頻度は1回/月である。